

令和2年9月定例会 防災・感染症対策特別委員会(事前)

令和2年9月10日(木)

[委員会の概要]

福山委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時37分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)

○(一社)徳島新聞社が所有する「旧印刷センター」の譲渡に係る覚書の締結について(資料2)

○新型コロナウイルス感染症の状況について(資料3)

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について(資料4)

○「新型コロナ対応!企業応援給付金」の増額について(資料5)

○新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の利用状況について(資料6)

○新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応について(資料7)

志田危機管理環境部長

それでは、今定例会に提出を予定いたしております、防災・感染症対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係について、御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

お手元の説明資料、1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。

補正予算額は、総括表の最下段計欄の、左から3列目に記載のとおり、112億7,722万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、1,001億2,640万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして、御説明を申し上げます。総括表の一番上、左から3列目の欄に記載のとおり、1億50万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、49億4,023万円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明を御説明申し上げます。

まず、とくしまゼロ作戦課でございます。防災総務費の摘要欄、①のア、プッシュ型支援強化推進事業では、被災市町村の要請を待たずに、避難所における感染防止対策に必要な

な支援物資を県から直接送り届ける、プッシュ型支援に要する経費として2,000万円の補正をお願いしております。

次に、安全衛生課でございます。環境衛生指導費の摘要欄、①のア、生活衛生関係営業継続応援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している飲食業や理・美容業等の生活衛生関係営業を守るために創設した生活衛生関係営業者応援給付金につきまして、当初、令和2年9月1日までの申請期限を令和3年1月29日まで延長することに伴う経費として8,000万円の補正をお願いしております。

また、②のア、令和2年7月豪雨救援対策費では、令和2年7月豪雨の被災者で、徳島県内の県営住宅へ入居される方がいらっしゃる場合に、入居までの宿泊に要する経費を負担するための予算として、50万円の補正をお願いしております。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、この際2点、御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。6月定例会以降の動きについて、簡単に御説明いたします。

7月22日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議におきましては、首都圏をはじめ全国的に、特に若い方を中心に感染が拡大する一方で、国によるGoToキャンペーンがスタートするなど、人の交流の活発化が予想されたことから、事業者版スマートライフ宣言により事業者の皆様が実施する自主的な取組について、宣言いただくこととしました。加えて、各業界団体におきまして、積極的に感染拡大予防に取り組んでいる会員店舗に対しまして、ガイドライン実践店舗として認定していただくことで、スマートライフを踏まえた経営スタイルを実践している事業者の皆様について、広く見える化を図ることとしたところでございます。

8月5日の対策本部会議におきましては、本県では初となるクラスターが発生し、更なる感染拡大が危惧されたことから、感染の広がりを押さえ込むため、徹底的な疫学調査と封じ込め対策を実施しました。また、本県の感染状況を踏まえ、8月6日より、とくしまアラート感染拡大注意を発動しました。

8月19日の対策本部会議におきましては、8月7日に開催された政府分科会において、感染状況の変化に応じた対策の実施に関する指標及び目安について示されたことから、本県におきましても、その当時の現行のとくしまアラートに新たな指標や講ずべき対策を組み込む形で改定を行うとともに、感染拡大注意・漸増のステージに移行しました。

8月24日の対策本部会議におきましては、カラオケ喫茶ですが、歌唱を伴う飲食店において、クラスターが発生したことから、濃厚接触者等の洗い出しを行い、封じ込めに取り組むこととしました。また、業界団体が示す感染拡大予防ガイドラインが徹底されていない店舗での感染が複数発生したことから、歌唱を伴う飲食店に対して、文書を発出いたしますとともに、8月28日からは、阿南市及び小松島市の歌唱を伴う飲食店、カラオケ喫茶に対して、県職員と市職員による巡回を行い、感染防止に必要なチェックリスト等をお渡しし、対策の徹底をお願いしたところでございます。

今後とも、全庁を挙げて、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。一般社団法人徳島新聞社が所有する旧印刷センタ

一の譲渡に係る覚書の締結についてでございます。

去る9月4日、徳島県と徳島新聞社の間で、徳島新聞社が所有する旧印刷センターの土地及び建物について、譲渡に係る覚書を締結いたしました。覚書では、土地及び建物を県に無償で譲渡いただくとともに、徳島新聞社が設備等の撤去を行った後、本年12月末までに徳島県に譲渡することといたしました。

今後は、災害時に、全国からの支援物資の受け入れ、配送等を行うための広域物資・輸送拠点として活用することと考えております。また、平時においても、県民の皆様の生活に役立つ施設として有効に利用することとし、ウイズコロナ時代を見据えた新しい生活様式を先取りするモデルケースとなるよう、民間から広くアイデアを募る設計コンペを実施することとしております。なお、設計コンペの後、詳細設計を経て、令和3年度中の着工を目指したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

保健福祉部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。委員会説明資料の1ページをお開きください。

表の上から2段目、保健福祉部の左から3列目、補正額の欄に記載しておりますように、14億9,934万5,000円の増額の予算をお願いしたいと考えております。補正後の予算総額は、243億703万円となっております。財源につきましては、右の財源内訳欄に記載のとおりです。

3ページをお開きください。主な事業の内容について、御説明いたします。

まず、保健福祉政策課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、生活福祉等対策費10億6,200万円は、生活福祉資金における特例貸付の貸付実績及び総合支援資金の貸付期間が、原則3か月から最大6か月まで延長されたことを踏まえて、必要となる原資を拠出するものでございます。

また、公衆衛生総務費の摘要欄①のア、医療資機材等整備事業費3億6,856万円でございます。医療資機材の調達につきましては、グローバル・サプライチェーン、いわゆる海外からの調達に頼っている部分もございしますが、様々な事情でその供給ルートが寸断するというおそれがございます。今後、秋冬の感染拡大のリスクに備え、あらかじめ県において医療資機材を調達しておくことで、身近な地域における一般病院あるいは診療所に対しても安定的に医療資機材を提供できる体制を構築するための経費でございます。

保健所費の適要欄①の令和2年7月豪雨救援対策費500万円は、被災地に対して保健師チームなどの人員を派遣するための経費でございます。

その下、医療政策課、医務費におきましても、令和2年7月豪雨救援対策費として402万1,000円を計上してございます。こちらは、DMATの派遣に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。長寿いきがい課でございます。摘要欄①のア地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費3,000万円は、高齢者施設におきまして災害時の非常用自家発電設備また給水設備の整備を支援する経費でございます。

次に障がい福祉課でございます。障がい者福祉費の摘要欄①のアの(ア)、「WITHコロナ」障がい者交流プラザ対策事業511万4,000円は、感染リスクに特に注意が必要な障が

い者、高齢者の方の利用が多い、障がい者交流プラザにおきまして、スクリーンドアの設置、あるいは施設の改修など、感染防止対策に要する経費でございます。

②のアの(ア)在宅障がい者等安心確保事業2,365万円は、在宅の障がい児あるいは障がい者の方のお世話をしている介護者が万一新型コロナウイルス感染症に感染し入院してしまった場合、在宅の障がい児あるいは障がい者が取り残されるという形になってしまいます。この方々を臨時に受け入れるための専用の受入スペースを、既存の福祉施設の空き室等の改修によって整備する経費でございます。

提出予定案件の説明は、以上であります。

この際1点、御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

日々の発生状況は動いておりますので、8月31日現在というところで切らせていただいております。感染者数は133名となっております。本日までの数字を足しますと、146名ということでございます。発生した時期でございますが、表の中程でございます7月の下旬から増えはじめまして、8月には107名ということで大きく増えたという状況でございます。その要因としましてはクラスターの発生でございます。8月に入って、県内で4件のクラスターが発生したという状況でございます。これに対する対応状況としては、正に積極的な疫学調査を迅速に行いまして、濃厚接触者及び接触者の特定、早期の検査による封じ込めを実施したところですが、また、クラスター以外の発生の事案を見ますと、少し基本的な感染防止対策が弱くなったというようなことが見られまして、特に手指消毒あるいはマスクの着用というのが徹底されていないような事例も見受けられたところでございます。夏の熱中症が怖いということでマスクを外しておられるケースもあったということでございますが、屋外で人との距離が十分取れている場合は、当然、マスクを外していただいても結構なのですが、屋内で行動される場合、あるいは人と会話をする、会食の場合は正にそういう状態になるわけですが、マスクの着用を徹底していただくことを改めて呼び掛けをさせていただいているところでございます。一昨日、もう一度基本的な感染予防対策を徹底しようというチラシを作らせていただきまして、関係各所に配付をしていくということにしております。

次に、2、検査の状況でございます。こちらには、8月末までの実績を載せてございます。7月、8月と感染の状況に応じまして、濃厚接触者に対する検査が増加いたしますので、大幅に増加したという状況になってございます。

今後を見据えた検査体制の強化についてでございますが、まずは検体採取ができる場所を増やす必要があるということで、地域外来検査センター、いわゆるドライブスルーでございますが、こちらの増設を考えてございます。東部地域におきましては、既に2か所に増設済み、南部と西部におきましても、増設するべく場所の選定の最終段階に入っているところでございます。

また、検査判定を行う機械自体の増設といたしまして、公立・公的医療機関11病院を予定しておりますが、PCR検査機器を導入いたしまして、保健製薬環境センターにおける検査以外でも検査ができる体制を整えていこうと考えております。併せまして、マンパワーに頼らない全自動型のPCR機器、こちらにつきましても導入をするべく、現在調達をかけております。予算については、6月補正でお認めをいただいているところでござい

す。それから、行政検査を行う場所としまして、地域のかかりつけ医につきましても検体を取っていただく所を増やしていこうということで、県医師会に御協力いただきまして、地域のかかりつけ医で行政検査を実施していただける所をいわゆる集合契約の形で募集しているところでございます。

3、医療提供体制についてでございます。入院あるいは宿泊療養のための施設を確保してきているところでございまして、入院につきましては、7月29日、県内の公立公的病院の病院長あるいは県医師会など関係の先生方に集まっていたいただいた協議会におきまして、12病院200床を確保する合意ができております。また宿泊療養施設といたしまして、東横イン徳島駅眉山口を確保しておりまして、患者が少ないうちは、医療従事者の方などの待機所などとして御活用いただいておりますが、患者が増えてきたという状況を踏まえまして、軽症あるいは無症状の方について、8月7日から、患者さんに入らせていただいているところでございます。それに伴いまして医療従事者などの方の滞在施設がなくなってしまうので、新たに五つのホテルを確保し、こちらを利用していただいているところでございます。また、東横インにつきましても、物資などを保管するスペースを確保しておりましたが、こちらを新たなホテルに移すことによりまして、患者さん対応のためのスペースを広げまして、現在、150室まで患者に対応できる体制へととなっております。

保健福祉部関係の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

玉田商工労働観光部副部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の説明資料に基づき、御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。令和2年度一般会計につきましては、補正額欄の3段目に記載のとおり、57億3,400万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、167億9,133万円となっております。

次に、5 ページをお開きください。課別主要事項説明でございます。

まず、商工政策課でございます。中小企業指導費の摘要欄の①のア、新型コロナ対応！企業応援給付金につきましては、厳しい経営環境に直面する中小・小規模事業者の皆様を安定的かつ継続的に支援するため、去る8月21日に開催の経済委員会及び県土整備委員会におきまして、危機管理調整費の活用と、令和3年1月29日までの受付期間の延長を御報告させていただいたところでございます。

危機管理調整費につきましては、今定例会に提出する補正予算の成立時期までの当面の経費として、活用させていただいており、この度の補正予算案におきましては、延長後の受付期限までに対応する経費として、30億円を計上しております。

次に、企業支援課でございます。金融対策費の摘要欄の①のア、新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金積立金につきましては、多くの事業者の皆様から御利用をいただいている保証料ゼロ・実質3年間無利子・借換え可能な融資、新型コロナウイルス感染症対応資金の安定的な運用を図るため、条例に基づく新たな基金を設置し、3年間分の利子補給資金として、18億2,400万円を計上しております。

また、イ、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金につきましては、事業期間内に要する信用保証料の全額を、借入当初に一括して、事業者の皆様へ補助を行うため

の経費として、9億1,000万円を計上しております。

続きまして、23ページをお開きください。その他の議案といたしまして、条例案でございます。徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例につきましては、ただいま、予算案の説明においても、申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者等の皆様への融資にかかる、利子補給を安定的に実施するため、新たに基金を設置するものでございます。

商工労働観光部において、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、この際3点御報告させていただきます。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。お手元の資料4を御覧ください。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、県内企業への実態調査について、継続的に実施しており、8月11日から8月31日までの間、今年度第4回目となる追跡調査の結果について御説明申し上げます。

今回の調査では、売上げの状況や具体的な影響の内容、業種ごとのガイドラインに沿った取組の実態、国や県への要望といった項目について、294社から頂いた状況を、取りまとめております。

まず、1、売上げの状況でございますが、調査を行いました8月時点での状況といたしまして、7月の実績を踏まえた9月までの見通しとして、前年同月より売上げが減少との回答のあった事業者の割合が、全体で約8割となっております。業種別では、宿泊・観光・旅行・飲食・イベント業などの観光関連産業において、8月・9月の売上げが減少すると見込んでいる事業者の割合が、9割以上となっているほか、製造業でも、約8割となるなど、幅広い業種において、依然、厳しい経営状況が続く見込みとなっております。

(2)の具体的な影響といたしましては、資金繰りの面においては、融資制度の活用により資金調達を行い、運転資金を確保している、と頂いている一方で、売上げの減少の長期化による、資金繰りの悪化、といった状況、また、雇用の面では、雇用調整助成金を活用し、雇用の維持に努めている。休業の実施や、退職する従業員が出てきている。などの声が寄せられており、コロナ禍での影響の長期化により、各種支援制度の必要性が高まっていることがうかがえるものとなっております。

2、業種ごとのガイドラインに沿った取組といたしましては回答のあった240社のうち、約84パーセントの事業者が、実践又は検討している、約16パーセントの事業者が、ガイドラインの確認ができていないとの結果となっております。

3、国・県への要望といたしましては、資金繰りの支援拡充や雇用調整助成金の継続など、長引く影響による資金面、雇用面の継続支援の要望に加え、観光振興施策の充実や新しい生活様式に沿った取組の支援の強化、などの要望が寄せられております。

今回の調査を通じて頂戴しました事業者の皆様からの御要望をしっかりと受け止め、県内中小・小規模事業者の皆様方の業と雇用を守るため、感染症予防対策と社会経済活動の両立に向けた施策の推進について、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいります。

第2点目は、新型コロナ対応！企業応援給付金の増額についてでございます。お手元に配布しております資料5を御覧ください。さきの臨時の委員会におきまして、頂きました

御意見を反映させる形で、業種別の状況も含めた記載とさせていただきます。

新型コロナ対応！企業応援給付金の状況につきましては、まず、1の申請状況といたしまして、8月31日現在で、4,032件、30億7,813万円の申請を頂いており、月別の申請状況は、表で記載のとおり、月を追うごとに増加してきており、直近の8月におきましては、1,348件、約9億7,000万円と、1日平均で約4,800万円の申請を頂いております。

また、業種別の申請件数の割合につきましては、円グラフを御覧ください。左側が5月の実績、中央が8月の実績、右側は8月末までの累計でございます。制度開始当初の5月におきましては、観光関連産業や飲食業の割合が高く、この2業種で、約4割を占めておりましたが、直近の8月では、製造業、建設業、その他の業種と、幅広い業種に利用が拡大しております。

次に2の新型コロナウイルス感染症対応資金の保証承諾状況についてでございますが、給付金と連動する新型コロナウイルス感染症対応資金の保証の承諾は、8月31日現在で、8,715件、1,245億881万円となっております。

最後に、3の予算措置についてでございますが、さきに、商工政策課の補正予算案として、御説明させていただいたとおり、現行40億円の予算額に、30億円を増額することとし、厳しい経営環境に直面する中小・小規模事業者の事業継続を、全力で支援してまいります。

第3点目は、新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の利用状況についてでございます。資料6を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を受け、当部で実施している緊急の支援事業の8月31日時点での利用状況について、御報告申し上げます。

まず、1の新型コロナ対応！企業応援給付金につきましては、さきの御報告と重なりますが、現計40億円の予算で実施しており、4,032件、30億7,813万円の申請を頂いております。

次に、2のWITH・コロナ新生活様式導入応援助成金につきましては、現計21億円の予算に対しまして、3,063件、11億1,182万円の申請を頂いております。

3の県民限定の宿泊割引制度であるとくしま応援割につきましては、8月末をもちまして、利用を終了したところでございます。期間中の利用に対する申請期限を9月20日までとしておりまして、上限5,000円の4万人泊分、2億円の予算に対しまして、3万8,599人泊、約1億7,800万円の申請状況となっております。

それぞれの制度の、受付期間につきましては、予算額の下に記載のとおりです。

これらの事業につきましては、県内経済の一刻も早い回復に向け、今後とも、速やかな支給とともに、適切な執行に努めてまいります。

説明及び報告につきましては、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

松本農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございますが、表の中程、農林水産部の一般会計につきましては、補正額欄に記載のとおり、7億6,873万6,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、132億9,931万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括

弧内に記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。課別主要事項について、御説明申し上げます。

農林水産政策課でございます。農業金融対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林漁業者に対する融資制度及び給付金について、8,000万円の増額をお願いしております。

続きまして、スマート林業課でございます。林業振興指導費につきましては、災害時の仮設住宅部材に係る供給体制の検証などに要する経費として、4,000万円の増額をお願いしております。

次に、7ページを御覧ください。生産基盤課でございます。土地改良費につきましては、緊急輸送道路を補完する農道の整備等に要する経費として、2,580万円、農地防災事業費につきましては、災害の未然防止などに要する経費として、1億250万円、漁港建設費につきましては、漁港施設の地震津波対策などに要する経費として、2億3,780万円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり、3億6,610万円の増額をお願いしております。

続きまして、森林整備課でございます。林道費につきましては、緊急輸送道路を補完する林道の整備に要する経費として、9,540万円、治山費につきましては、荒廃山地の復旧や、山地災害の未然防止に要する経費として、1億8,723万6,000円、森林整備課合計では、最下段に記載のとおり、2億8,263万6,000円の増額をお願いしております。

次に、14ページをお開きください。繰越明許費でございます。建設現場を取り巻く環境の変化に即応し、建設現場の働き方改革を推進していくため、国をはじめ関係機関等との調整により現時点で繰越しが見込まれるものについて、生産基盤課の基幹農道整備事業費から、15ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、2課22事業につきまして、合計で44億7,758万2,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応についてでございます。お手元の資料7を御覧ください。

まず、1、農林水産業における影響でございます。農林水産物においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、外食自粛などにより、高価格帯の販売は低調となっておりますが、一方、自宅での消費は増加し、家庭向け品目は堅調に推移しております。業務向けの高価格帯品目については、緊急事態宣言解除以降、一時期回復傾向にありましたが、その後の感染の広がりの影響もあり、依然、例年の売上額を下回る状況が続いております。また、新型コロナウイルスの収束が見通せないことから、秋以降に収穫期を迎える高価格帯の品目について、生産者の方々から不安の声が寄せられているところです。

次に、2、主な支援策の進捗状況でございます。(1)農林漁業者への緊急支援として、①新型コロナ対策農林漁業者総合支援窓口につきましては、9月1日現在、相談件数は、経営継続のための融資や公的支援事業等についてのお問合せが337件、専門家の派遣は、持続化給付金の申請サポートなど69件となっております。②新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業につきましては、9月1日現在、融資額合計は、5億586万円、給付金については、3,683万円の申請額となっております。当事業におきましては、令和3年1月29日まで、申請期間の延長を行うことにより、事業者の皆様の経営の維持・安定を支援してまいります。また、③特に影響を受けた業態への緊急支援につきましては、ハウスすだち等



高収益作物の次期作への取組に対する支援，和牛肉や阿波尾鶏，ハモ，マダイなどの学校給食への提供，林業事業体を実施する森林作業への支援などを行うことにより，農林漁業者の経営の下支えとなるよう，取り組んでいるところでございます。

次に，(2)新しい生活様式に対応するための新たな販路開拓では，6月定例会でお認めいただいたコロナ対策予算を活用し，①生産者のネット販売支援につきまして，無料で利用できる阿波ふうどECサイトの開設，WEB販売のコンテンツの制作支援，②需要喚起及び販売促進につきましては，阿波ふうど繁盛店における県産品フェアの開催，県内公共施設における県産花きのイベント開催，大手食品物流企業などとの連携による阿波尾鶏の商品開発などウイズコロナに対応した新たな販路開拓に向けた事業を順次，実施しているところでございます。

今後も，農林漁業者の業と雇用を守るため，しっかりと対策を講じてまいります。

報告事項は，以上でございます。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

谷本県土整備部副部長

続きまして，県土整備部関係の提出予定案件につきまして，御説明申し上げます。

それでは，お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄，下から4段目に記載しておりますとおり，今回，県土整備部におきましては，30億7,607万8,000円の補正をお願いしております。その右隣の計欄には，補正後の額を記載しており，県土整備部合計で，350億9,631万8,000円となっております。また，補正額の財源につきましては，右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

8ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。

まず，道路整備課でございます。道路拡幅や落石対策による道路機能向上対策と合わせ，新規事業の潜水橋等冠水状況お知らせ事業として，冠水時における潜水橋等の情報発信に要する経費など，15億2,919万8,000円の補正をお願いしております。

次に，住宅課でございます。新規事業の令和2年7月豪雨救援対策費では，被災者に提供する県営住宅の整備に要する経費として，750万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。水管理政策課でございます。堰堤改良事業費では，ダムの機能回復等に要する経費として，2,610万円の補正をお願いしております。

次に，河川整備課でございます。河道掘削や樹木伐採による浸水被害軽減対策と合わせ，新規事業の逃げ遅れゼロ支援事業として，バックウォーター影響内における要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援に要する経費など，7億570万円の補正をお願いしております。

次に，砂防防災課でございます。新規事業として，土砂災害警戒区域内における，逃げ遅れゼロ支援事業や，堰堤整備による土砂災害対策などに要する経費として，1億4,700万円の補正をお願いしております。

10ページをお開きください。運輸政策課でございます。港湾海岸保全施設整備事業費では，港湾施設の整備に要する経費として6億6,058万円の補正をお願いしております。

16ページをお開きください。繰越明許費でございます。昨年度に引き続き，繰越明許費を早期に設定することにより，適正な工期を確保し，県土強靱化と建設現場の働き方改

革をより一層推進するため、この度、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。このページから18ページにかけては、一般会計といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

18ページをお開きください。翌年度繰越予定額の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、124億2,440万円となっております。

20ページをお開きください。このページから21ページにかけては、債務負担行為でございます。一般会計の変更といたしまして、道路整備課の緊急地方道路整備事業工事請負等契約ほか5件につきまして、施工時期の平準化を図るため、ゼロ県債を設定し、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

24ページをお開きください。その他の議案等の変更請負契約でございます。ア、鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工に係る変更請負契約であり、労務単価の変更に伴う契約金額の増額変更をお願いするものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 榊教育長

それでは、教育委員会の案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。

教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり9,649万6,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、25億2,649万1,000円となっております。なお、財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

11ページをお開きください。課別の補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、施設整備課でございます。高等学校費の学校建設費、①高校施設整備事業費におきまして、アの「新しい生活様式」に対応した学校施設魅力向上事業では、県立学校における感染症や食中毒等を防止するとともに、学校の特色化・魅力化につなげるため、寄宿舎の調理室及び食堂において、「新しい生活様式」に対応した環境改善を図ることに要する経費といたしまして、3,000万円を計上いたしております。

次に、福利厚生課でございます。福利厚生費の①令和2年7月豪雨救援対策費におきまして、アの令和2年7月豪雨被災者受入支援費では、令和2年7月豪雨による被災者に教職員住宅を提供するため、受入施設の修繕等に要する経費といたしまして、164万5,000円を計上いたしております。

学校教育課でございます。教育指導費の①学校教育振興費におきまして、アの学校における感染症対策事業では、公立幼稚園における感染症対策を図るため、マスク・消毒液等の購入の支援に要する経費といたしまして、505万1,000円を計上いたしております。②令和2年7月豪雨救援対策費におきまして、アの令和2年7月豪雨被災者受入支援費では、令和2年7月豪雨での被災により、県立高校・特別支援学校に転入する被災児童生徒の就学に必要な費用の支援に要する経費といたしまして、200万円を計上いたしております。

12ページをお開きください。グローバル・文化教育課でございます。事務局費の①管理運営費におきまして、アの奨学のための給付金事業では、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業及び段階的學校再開期における学びを保障するため、徳島県奨学のための給付金受給世帯に対するオンライン学習に必要となる通信費相当分の給付に要する経費といたしまして、2,780万円を計上いたしております。

体育學校安全課でございます。保健体育総務費の①學校安全管理指導費におきまして、アの県立學校生通学時における「新しい生活様式」導入推進事業では、県立學校生の通学時の安心・安全を確保し、再度の臨時休業のリスクを軽減するとともに、通常の教育活動を確保し、学びを保障するため、混雑状態にあるJR四国の列車の補完輸送手段として、県立學校生の通学のための貸切バスの運行に要する経費といたしまして、3,000万円を計上いたしております。

続きまして、19ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。施設整備課における高校施設整備事業費では、県立學校施設長寿命化推進事業などにおきまして、繰越予定額、8億1,649万3,000円をお願いするものでございます。

22ページを御覧ください。次に、債務負担行為についてでございます。施設整備課の令和2年度当初予算に関連し、令和2年2月定例会において御承認をいただきました高校施設整備事業工事請負等契約についての債務負担行為につきまして、限度額を12億3,836万9,000円に補正するものでございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

#### 岩本警察本部警備部長

警察本部関係の提出予定案件について、御説明いたします。委員会説明資料の1ページ、一般会計歳入歳出予算総括表を御覧ください。警察本部の9月補正予算案につきましては、下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、206万5,000円の増額補正をお願いするものであります。補正後の予算総額は、31億6,568万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、13ページを御覧ください。9月補正予算案に係る事業について、御説明いたします。警察活動費の摘要欄①交通指導取締費に要する経費として、206万5,000円の増額補正をお願いするものであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策として、安全運転管理者講習会場における3密状態回避を目的に、講習の回数を増やすための経費でございます。

警察本部関係の提出予定案件は、以上でございます。御審議のほど、よろしく御願ひいたします。

#### 福山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしく御願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

まず感染症対策のほうからです。先ほど病院のほかに宿泊療養施設という所もかなり頑張っておられるというお話がありましたけれども、各市町村でも各町議会議員の方とかが、こういう療養施設はどうなっているのかという質問も出ている所もあるようでございます。各市町村のこういう宿泊療養施設の受入対策というのを検討している所はあるのですか。

美原広域医療室長

西沢委員から市町村における宿泊療養施設についてということでございます。

入院医療につきましては、都道府県の権限となっておりますので、宿泊療養施設につきましては、入院をしない軽症者、無症状者を受け入れるための施設としてホテル等を借り上げているということでございまして、これは県の権限として借りているというものでございます。

お問合せの市町村における宿泊療養施設につきましては、こちらのほうとしては把握しておりません。

西沢委員

感染症対策は県のほうが全てをまとめていくのではないのですか。

例えば療養施設にしても全体をまとめてするという意味ではないのですか、各市町村は市町村、県は県なのですか。

美原広域医療室長

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設につきましては、県が設置しているだけで、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる施設を市町村が設置しているということはないと認識しております。

西沢委員

私が知っている中では、町議会議員さんが委員会か何かの発言の中で、検討しますという発言をもらった所もあるみたいですよ。

私は、一番最初から旧海部病院、当然ながら今、工事をやっていますけれども、全県的にそういう受入施設などを考えていくべきだと、そうすることによって、全県民がそういう対策に参加するという中で、風評被害とかそういうことが少なくなっていくのではないかなと、そういう思いで一番最初から全県的にこういう所を構えてくださいよということはお願ひしてあります。

その中で市町村の動向は聞いていないということなのですね。こういう対策は市町村を含めて全県挙げてやってほしいですね。

例えば、その地域でそういう受入施設がある場合には、そういうのを作ってほしいという中で賛成反対両方あるでしょう。それらを皆さん方が全県的にやるのだということになると、理解も得やすいのではないかなと思うのです。

だからこそ、私は全県的に受入施設を構えてほしいなという思いで今まで言ってきました。

これから県は県、市町村は市町村でなくて両方でそういうことを検討して、早期に頑張っていってほしいなと。これも受入施設だけではなくて、この感染症対策全般についての話だと思うのですが、全般ということで答えていただきたいなと思います。

#### 仁井谷保健福祉部長

先ほどの宿泊療養施設の関係で申しますと、感染した方に入院をしていただく、入院の措置をする、あるいは入院に至らない軽症の方であれば宿泊施設で療養していただく、あるいは自宅で療養していただくというようなものもあるわけですが、これは感染症法に基づいて行うということですが、感染症法上の権限はどこにあるかということになると都道府県だということですが、法律の立て付け上これは県の仕事ということになってございます。

それで、その財源につきましても、国の包括支援交付金で賄っておりますが、これも県に対して交付されているということですが、宿泊療養施設の確保自体は県の責任であり権限であるということですが。

その設置箇所をどこにするかということは、またこれはこれで一つの論点であろうと思っておりますが、結局その宿泊療養施設もただ泊まっているだけというわけではなくて、看護師さんに常駐をしていただいて体調の変化などがないかというのを常にみていただくということです。

またウイルス検査につきましても、入っている方の状況を行いますので、医師の方に出動していただいて検体を採取して検査をすると、こういった形で人員の確保というのも必要となってくるところでございます。

これは県の医師会、あるいは看護協会に御協力いただいてこういった人員の確保を手当をしているところでございますが、県内それぞれの地域にあるということの利便性の一方で、そういった人員の確保をしてローテーションを組んで行っていただくという体制をどうやって組むのかということも併せて検討する必要がありますので、現在徳島市内に集約して行っているというような状況です。

#### 西沢委員

この受入施設ということについて、例えば民間の施設、ホテルとかは、県とそのホテルの所有者との話合いでいいでしょう。でも、市町村の施設もありますよね、受け入れられるのではないかなという施設もありますよね。そういう所は市町村との話合いもあるのではないですか。

だから市町村も含めてそういうような施設も検討というのは必要だし、はっきりそれを決めてその対策を立てれば、密にならないようにとか感染しないようにとか、そういう導線も考えてとか、そういう部分がきちんとした対策そのものは必要になればということで、それ以前に私が言いたいのは、そういうことを全県がそういう方向を向くのだという中で、まさかのときにはその施設はそういう形で使わせていただくよというふうな協定みたいなものだけでもいいわけですよ。

感染が広がってきたら広がってきたでそういうふうなものをどんどん広げていく。私が言いたいのは、そういう風評被害などもなくすためには、全県が、全県民が、全市町村がその方向で頑張っていくという姿勢を見せることが一つ大きな対策につながるのではないかなという思いがあって、一番最初からそういう話をしているわけです。

だから、市町村も含めて、市町村の施設は当然ながら市町村です。話し合いもしないといけません。議会からもそんな声が出ている所もあります。だからこそそういう全県体制という意味において、県そのものが主導権を握ってやってほしいなという思いです。いかがですか。

#### 仁井谷保健福祉部長

まさに感染症に対して立ち向かっていくというのは、これは県の力だけではできません。市町村の力もお借りしながら全県体制でというのは委員御指摘のとおりでございます。

先ほど感染対策としまして、基本的な感染予防の徹底をもう一度しましょうというような呼び掛けもさせていただいていると申しましたのは、こちらについても正に住民への周知というのは市町村の御協力なくしてはできないということでございますので、県下における発生の状況でありますとか、あるいは県からのメッセージというのは市町村ともしっかりと連携を密にしながら取り組んでいきたいというところでございます。

委員御指摘のような点につきましても、市町村と連携を深めながら秋冬に向かってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

全県、全県民、全市町村体制というのが必要なのではないかなと思います。

これはそれに限ったことではないですよ。宿泊施設だけではなくて全てのことに對してそういう体制で臨んでほしいなというふうに思います。

それで最近では、徳島県も発生数が減ってきて落ち着いているような気がしますけれども、見通しは、どうですか。大きなクラスターなどは大体は落ち着いてきて、当然ながら新たなクラスターが発生したらまた別ですけれども、今までのクラスターやいろいろなことについてはもう落ち着いてきたということですか。

#### 梅田感染症・疾病対策室長

西沢委員から今現在のクラスターの状況について御質問がございました。

徳島県につきましては、8月に四つのクラスターが発生しているところでございます。

まず、デイサービスセンターを中心としたクラスターと、徳島海上保安部巡視船のクラスター、特別養護老人ホームと病院に関連したクラスターと、最後なのですけれども、歌唱を伴う飲食店カラオケ喫茶等を中心としたクラスターということで、四つのクラスターが出てきたところでございます。

それにつきまして、県としましては積極的疫学調査を行うとともに、また濃厚接触者につきましては検査を行うとともに、濃厚接触者だけではなくて施設であったりとか必要と認めた方について積極的に検査を行ってきたところでございます。

このクラスターが落ち着いてきているかというお話でございますけれども、デイサービ

スセンター、徳島海上保安部、あと老人ホームを中心としたクラスターとカラオケ喫茶のクラスターは、今現在、新しい感染者は出ていないという状況でございますので、ある程度落ち着いてきているのかなということでございます。しかしながら、二次感染ということもございますので、もう少し様子を見ていきたいと考えております。

#### 西沢委員

それで感染経路が分からない、そういうのはどうなのですか、数としては減っていないのですか。

#### 梅田感染症・疾病対策室長

感染経路につきまして、感染経路不明の数という御質問がございました。

これにつきましては、直近1週間の不明ということで、実はとくしまアラートに係る指標ということで提示させていただいております。

昨日時点でございますけれども、9月2日から9月8日、直近の1週間の新規の報告者の方が9名ございまして、その中で感染経路の不明の割合は4例ですので、今現在44パーセントという形になっております。

しかしながら、積極的疫学調査というのは遡り調査ということで、発症から14日程度の行動履歴などを聞きますので、なかなか皆さんの記憶があやふやなところがあったりとか、後で思い出すこともございますので、それで感染経路が分かるということもございまして、現時点では4名感染経路が不明とはなっておりますけれども、保健所におきましては、引き続き積極的疫学調査により聞き取りを行っていく状況でございます。

#### 西沢委員

感染経路が分からないのが4名ですか。大分少なくなったかなという感じなのですが、予断は許しませんよね。感染者一人でも大きな施設の中にドンと入ると高齢者とかが大変になりますので、対策をしやすい所と、しにくい所の中では一人でも確かに大変ですよね、今後ともよろしく頼みます。

私が前から懸案しておりますのが、南海トラフの地震とか関東直下地震とか富士山噴火、このあたりがずっと発生するぞ、するぞと言ってきました。

南海トラフの地震などは30年以内には70から80パーセントという話ですけれども、直近、例えば阪神大震災でも0.何パーセントですか、発生確率30年以内の発生確率がそういうふうなのでも発生したという中では、いかに30年以内に70から80パーセントが大きいのか、今この1年、2年、3年以内に、新型コロナウイルス感染症が収まらないうちに発生する確率は非常に高いのではないかと、危機的なものがあるのではないかと、そう思う中で対策をお願いしてきました。

そういう中で、避難した場所の3密対策はかなりやってきておられますね。密にならないように、または、体育館の中にテントを持ち込んでというようなことで対策はやっていただいておりますけれども、今発生すると問題はそれに留まるのかなと。

いや、いつ発生するか分からない、どうかと言っても発生したときに国を揺るがす、全国民を揺るがすようなものでなかったら、小規模なものであればどこまで考えるのかでござ

ざいます。

でも、日本全体が大変だと、日本に住んでいる方々全員が大変だということに対しては直近に発生しそうだという中で、どこまでやらなければいけないかということが大きな問題だと私は思っています。

私は避難場所での3密対策だけではないと思う。ところが今全国の新聞とか国のテレビの報道とかいろいろ見てみましたら、あまりそのあたりはどこまでやってるかなというのが分からない。3密は一生懸命やっていましたよね、あの避難場所でも、今度も個人個人がホテル、宿泊施設とかね、そういう話がございます。

でもそれだけではなくて、発生したあとにどうなっていくのか、今経済が大変ですよ。今、国もかなりお金を出していますけれども、全国の県なども市町村もかなりお金を出していますよね、もう出せるのかというぐらい出していますよね。

その上でもし来たら、各県も市町村もお金が無い、国もお金が無い、国もいつまでもどんどん国債を発行してお金を市中に出すということはできない。

そういうことの危険性が十分にあるのではないかな、そういう時期なのではないかなと思いますから、その対策そのものはかなり頑張っていかなければいけないのではないかな。

ある国会議員の先生に、国のほうでチームを作ってよと、そういう対策のチームを作ってよと言いました。大分前ですけどね。チームを作ってやってくれているようです。

でも、表にはなかなか出てこない、確かにそれを表に出てきてやったら大変な問題ではあると思います。国がバンザイするか分からないような問題ですから。

でも、だからといって放っておく必要はないですね、今起こる可能性は十分にあります。

それは県のほうでは当然ながら今までの、この新型コロナウイルス感染症以前に南海トラフの災害の事前又は事後の復興、そういうふうな計画は何回も何回もやり直して練ってきました、立ててきました。

でも、その上に新型コロナウイルス感染症ですから、また全く次元が違うものが出てきているのですから、やはりこれに対する考え方。計画できるものから、国の予算が出てこないのだったらお金が無くてもできる対策から、いろいろやり方はあると思うのです。

そのあたりを真剣に早急にやってほしいと思うのですけれども、やっているのだったらいいのです。やっていないのだったらやる必要があると思うのですけれども、いかがですか。

#### 佐藤とくしまゼロ作戦課長

委員からもお話がありましたとおり、これまでも地震防災対策行動計画でありますとか昨今の県土強靱化地域計画等においてハード、ソフト両面からできる対策を取ってきたところでございます。

こういった中、特に今年度新型コロナウイルス感染症という新たな危機が複合災害として上乗せされたというような状況でございまして、今各市町村におきましても、それを視野に県と一緒に避難所の対策でありますとか順次進めているところではございませ

ただ、まだ全ての対策において新型コロナウイルス感染症をしっかりと踏まえて、新しい特に今後のウイズコロナを見据えた対策は全部整理できているかといえ、まだそれは



これからなのかなと思っております。

そういう点で、今後の計画の中でしっかりとそういったものも考慮しながら位置付けていくということは重要な取組だと思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

#### 西沢委員

そういうのは市町村と一緒にあって、ほかの県がやったらとか、国がやっていないから徳島県もというのではなくて、県民を守ると、徳島県に住んでいる人を守るという意味においては、ほかは関係ございません。

徳島県だけでもやっていく必要があると思いますし、避難場所の3密対策は当然大事です。それだけではない。もっと本当に前を見てどんな状態になるのだとパターンをいろいろ考えてやる必要もあるかも分かりません。方向性は分かりませんからね。でも、今そういう対策をみんなで練って、その中でできるものから早急に、予算付けができてなくても、本当言ったら県独自で大体やらなければいけないと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症対策でお金がなかなかもらえないというのは分かります。でもやれるものもあると思います。今、農業対策、食料対策は経済委員会で私は言ってきました。一生懸命言ってきました。

まず食べる物でないか、その中では多分、今南海トラフ地震とか関東直下地震とか富士山の噴火とか発生すると、多分円も暴落するだろう。国債も暴落する可能性も十分にある。

そういう中で外国からほとんど肥料とか農薬とかを仕入れている。材料も仕入れている。だから農薬肥料がなかなか厳しいとかね。

それから耕運機の燃料がどうなのか、来るのか来ないのか、来なかったら、耕運機を動かさなかったら普通の農業はできませんよね。大規模農業も全くできないし、普通の農業もなかなかしにくい。

では、どうするのかということを考えないといけませんよね。この前経済委員会で言ったのは、小規模でも自分たちができることをやろうと、それを大勢の人がしようと、それを一番最初は例えば子供たちが学校菜園みたいなことを中山間地でやって、家庭の親御さんなんかもそれに参加してくるでしょう。

そういう中で対策を広げていくとかね。でもその前にそのイノシカ対策とかがあるから、それもしっかりやらなければいけないということで、前々から全国公募してみたらどうですかと。工業試験場とかね、大学の工業科にそういう対策をお願いしてやってみたらどうですかといろいろなことを言ってきました。

どんどん前に向いて進まなかったら、もし今来たら食料も大変になって、多分大都市では食料も水も何も無い、トイレもできない、そういう中で田舎のほうに流れてくるでしょう。田舎は受入れができますか。

それもこういう先々2年、3年後には飼料も尽きる、農薬も尽きる、そういう中で受入体制がどれだけできるのか。こういうときは、パニックになるのではないかな。

パニックはただ単に言い争いではなくて、食べる物が無くなって餓死するようになったらそれこそ殺し合いになる可能性も出てきますよ。そういうことも含めた中で本当に、真剣に今頑張らなければいけないという思いは私はあります。

是非そういう気持ちで、徳島県も全県民と一緒に、全市町村と一緒にこの対策を検討して、早急にできるものからやっていただきたいと思うのですけれども、どなたか答えてくれますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

正に今委員がおっしゃるとおり、単に防災は防災、だけではなくていろいろな普段の生活の延長の中で、例えば農業でありますとか、前に委員から委員会でもお話がありましたエネルギー問題、そういったものも地域である程度完結したいといったことも視野に、普段の延長で取り組むということは、重要な今後の一つの方法だと思っております。

そういった意味で今後も引き続き特別な対策というのではなくて、できることから一つでもやっていくということで取り組んでまいりたいと思います。

西沢委員

もう一つお話ししたいのは、マスコミの立場でこういうことを本当に、真剣にやらなければいけないことは真剣に取り上げてほしいなど。どうもマスコミのほうも少し考え方がかなり弱いのではないかなという気がします。

今まで私がずっと何年も言ってきたけれど、あまり真剣に取り上げてくれていないのかなという疑問点が湧いて仕方がないのです。

マスコミも含めて、みんながやっていこうということでなければいけないと思います。

福山委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(11時47分)

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時04分)

質疑をどうぞ。

喜多委員

新型コロナウイルス感染症ですけれども、世界中はまだまだ拡大しているということで、ちょっと数字を見てみますと、少し前、8月末ですけれども、世界中で2,500万人、そして死者が84万人です。そして日本でも日に日に増えております。国のほうは、今日の新聞によりますと73,953人、そして亡くなった方が1,425人で日に日に10人20人増えております。

そして、県のほうもこれもちょっと止まったのですけれども、146人プラス8人ということで、アメリカが600万人、ブラジルが384万人、インドが354万人ということでありますけれども、インドについては日に日にすごい数で増えて、多分アメリカを抜くぐらいの勢いでないのかなと思うのでございますけれども、やはり世界中で終息に向かっていかなければ日本もまだまだ続くというか、危険な状態が続くのでなかりょうかと思っております。

そして、徳島県においては、先ほども報告がありましたけれども、7月までは20人と非常に少なかったのですが、8月になって急に107人増えまして、全部で、今日時点で146人。

そして、その中でも8月で55人のクラスターが発生したということが大きく増えた原因の一つではないかなと思っております。

その中で、いつも思うのですけれども、知事を先頭に、危機管理対策会議と専門家会議を毎月のように、8月には月に5回6回とやっておって、今日出席の皆さんも毎日大変だろうと思っています。普通の仕事の上に新型コロナウイルス感染症対策が増えてということでどうか体には十分注意していただけたらと思います。

今のところ県の職員で保健所の職員の一人だけということで、トータルでは警察も含めて1万5,000人位ですかね。それが新型コロナウイルスに感染しないということは毎日皆さん方の御努力がすごいと思っております。

県議会でもよその県議会で一人二人出ておりますけれども、徳島はまだ出ておりません。これも1号にならないように気を付けなければいけないなと私自身も思っておりますけれども、これはいつ誰がこうなるか分からないという中で、決して感染したときに非難のないように気を付けなければならぬということを思っております。

そこで、先ほども報告がありましたけれども、予防には検査体制というのが一番重要でないかなと思っております。もちろんその前に基本的には3密とか手洗いとかマスクとか大事でありますけれども、公的にすることとなったらこの検査体制と。

先ほども報告があったように、検査センターの増設ということで2か所から南部、西部に全部で4か所、そしてもう一つがとにかく病院の検査で11病院ということで、その他にも保健製薬環境センターの大型機器の導入ということで、これは県民にとってもすごくありがたいことだなということを思っております。

そして、その他にまだ医師会の協力によって民間医療機関での検査機器の拡大をすることで、これは具体的にトータルでどれぐらいにいつ頃の時点の予定になっておりますでしょうか。

#### 梅田感染症・疾病対策室長

今、喜多委員から民間医療機関の今後検査体制を整えるための道筋はどうなっているのか、どれぐらいのめどでという御質問がございました。

先ほどの報告の中にもありましたように、県医師会と協議を進めながら、集合契約の締結に向けて鋭意事務作業を進めているところでございますので、近い内に民間の医療機関のほうでも行政検査ができる体制をとってまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

できるだけ早い時期に、これは一、二年していくら増やしてもあまり意味がないと思えますので、できるだけ早い機会にこの検査機関を広げることによって、一番の感染の予防対策になるのでなかろうかと思っております。

そしてもう一つは、分かりきったことと思えますけれども、急上昇した原因はクラスターと思えますけれども、今までの状態、例えばカラオケも今まで皆がずっと行っていたのですね。多分行っていた人は5月も6月も7月も行っていたと思うのですけれども、どうしてこの8月が来て急にカラオケで発生したのかというのが分かりにくい一つでないのではと思います。急に増えた理由は分からないかも分かりませんが、理由と今後の総

体的な対策についてお尋ねをいたします。

梅田感染症・疾病対策室長

8月の急増の要因と今後の対策という御質問がございました。

先ほどもお話しさせていただきましたように、8月において四つのクラスターが発生したところが一番大きな要因でございます。

あと、カラオケでというお話がございましたが、実は8月20日に高齢の感染者1名を確認いたしまして、その中で積極的疫学調査を進めながら感染者の方がカラオケ喫茶を利用しているということが判明いたしまして、そこでカラオケ喫茶の利用者の特定を進めた結果、お客さんの一部が実は他の店もいわゆるハシゴといいますか、そういう利用をしたことが分かったということで、濃厚接触者として積極的疫学調査を行った結果、18名のクラスターということで感染が確認されたところでございます。

県といたしましても、そういうクラスターが出たということでございますので、注意喚起文書の発出であったりとか、あとカラオケ喫茶がございます地元の自治体、小松島市であったりとか阿南市のカラオケ店に立入調査を実施しまして、ガイドラインを遵守するよう働き掛けを行ったりとか、この場合一番大きな要因が歌唱を伴うカラオケと飲食店のガイドライン遵守というところで、顧客名簿で実は管理が十分でなかったところもございまして、そういうところでなかなか特定が遅れたところもございまして、あと歌唱の際に本来でしたらマスク着用若しくはフェイスガードを着用するところ、そこが守れていなかったというところがやはり感染の拡大の可能性があったのではないかと考えております。

県といたしましても、今現在徳島県内において一番特徴的なのが、実は御高齢の方の感染が増えているということがありますので、今後、県民の一人一人が我が事として捉えていただきまして、基本的な感染防止対策をしていただけるよう、注意喚起をしっかり行っていきたい、保健所等におきましてしっかり相談とか検査の体制を整えてまいりたいと思います。

あと、喜多委員からお話がありましたように、医師会等の関係機関、そういった所ともしっかり連携をしながら全県一致という形で対策を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

今後とも極力頑張ってもらいたいと思います。

そして、今の検査体制の全ての統括は保健所で、帰国者・接触者相談センターで行っておりますけれども、聞くところによりますと、10月からその体制が変わるという国からの方針が出されましたけれども、それについてお尋ねをいたします。

梅田感染症・疾病対策室長

喜多委員から、保健所が今帰国者・接触者相談センターという形ではありますが、検査体制が今後変わっていく、その方針が示されたというお話がございました。

9月4日に国から次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてということで事務連絡が発出されまして、発熱患者等の外来とか検査体制の整備につきましては、これまでの帰国者・接触者相談センター、保健所のほうに電話相談した上で、帰国者・接触者外来

等受診するというパターンでなくて、新たに帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談受診しまして、必要に応じて検査を受けられる体制ということで、各都道府県において10月中を目途にも整備するということが実は示されたところでございます。

具体的にはどういった体制かと申しますと、まず新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の診療や検査を行う医療機関で、都道府県が指定する、これは仮称でございますけれども、診療検査医療機関。あと、発熱とか症状がある方につきましては、まずかかりつけ医等があればかかりつけ医と。あと、なければ近くの医療機関のほうに電話相談を必ず行いまして、そこが先ほど申しました指定医療機関でありましたら受診を予約と。

そうでない場合には、検査可能な医療機関を紹介していただくということになっておりまして、地域の医療機関につきましては、この検査可能な医療機関についても前もって情報共有を行うという体制をとることになっております。

保健所につきましては、今現在帰国者・接触者相談センターとなっておりますけれども、受診・相談センター、これも仮称でございますけれども、名称変更いたしまして、主に医療機関のほうの案内を担うということで、役割が変更すると示されております。

あと、現在医師会に運営委託させていただいております地域外来・検査センターにつきましても、今後とも引き続き、検査を受けられる体制となっております。

こうしたことから確実に診療とか検査に結びつくような体制が整備されることになっておりますけれども、こういったことによりまして、地域の身近な医療機関が検査を担いまして、帰国者・接触者外来等をおきます感染症指定医療機関であったりとか、地域の基幹病院については入院治療に軸足を置くように役割分担することが示されているところでございます。

今後、やはりかかりつけ医と地域に身近な医療機関における外来検査体制整備ということで、医師会をはじめ、地域自治体、そういう関係機関の協力が必須であるということで、関係機関と連携協議を重ねながら、季節インフルエンザ対策、新型コロナウイルス感染対策、両方の対策ができるように体制を取ってまいりたいと考えております。

喜多委員

いろいろ変わるということですが、これは徳島県においても10月から変わるとか、11月から変わるということはもう決まっているのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

先ほども申しましたように、各都道府県におきまして本年10月中を目途にということでございますので、県におきましても10月中には体制を整えてまいりたいと考えております。

喜多委員

それともう一つ、この新型コロナウイルス感染症が2類感染症相当から5類感染症に変更ということも話があるということですが、これはどういうことですか。

梅田感染症・疾病対策室長

新型コロナウイルス感染症につきまして、感染症法の基準見直しということで御質問いただきました。

実は、8月28日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組というのが決定されました。そこで感染症法における入院勧告等の権限の運営の見直しというのが示されております。

この趣旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在指定感染症として行使できる権限の範囲と申しますのが、2類感染症以上になっているということで、そういったことから、保健所であったりとか医療機関の負担軽減とか、あと病床のほうの効率的な運営を更に図るということで、軽症者であったりとか、無症状者を含みました宿泊療養を徹底するために、政令改正を含め柔軟な見直しを行うというふうに示されたものでございます。

見直しにつきましては感染症法上、2類相当を5類に引き下げると申すことで議論があったところなのですけれども、実は単純に2類相当を5類に引き下げた場合に、今現在なのですけれども、法に基づく入院措置がなくなるというほか、あと感染症発生動向調査による届出ということで、今現在新型コロナウイルス感染症と確認されましたら直ちに届出をしていただくのですけれども、それが1週間単位でまとめて行うといったこととなりますので、現在のような積極的疫学調査をしないということになります。

しかしながら、まだ現在感染がまだ広がっている状況でございますので、やはり保健所であったりとか、医療現場につきまして大変苦勞されている中、そういうような引下げというのは時期尚早であるということで、関西広域連合につきましては、8月27日に政府に対しまして慎重な検討を求める申し入れを行ったところでございます。

あと、全国知事会におきましても8月28日の今後の取組を受けまして、地域の意見を十分に聞いて、地域ごとに異なる運用を可能にするなど、実態に即した慎重な検討を行っていただくということを強く求めることを表明しているところでございます。

本県の考え方といたしましても、全国的な状況ということで、確かに新型コロナウイルス感染症で無症状の方であったりとか、無症状病原体保持者の方に入院措置を行っているということは、医療機関をひっ迫させていることは事実でございますけれども、しかしながら5類の単純引下げについては、感染拡大防止という観点から慎重であるべきだと考えておりまして、今後の感染状況に沿った社会的な負荷を軽減するための検討を今後続けていきたいと考えております。

そうしたことから、全国知事会であったりとか、関西広域連合と連携しながら、今後の状況を注視をしてまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

それでは次に、先ほど説明がありました徳島新聞の旧印刷センターを徳島県に譲渡していただけるということですばらしいことだと思っております。これにつきまして少しだけお尋ねしたらと思います。

新たに譲渡いただいて、それを全国からの支援物資の受入配送等を行う広域物資輸送拠点として活用するというものであります。今まではこういう拠点施設は無かったのですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

広域物資の輸送拠点のこれまでの状況ですが、本県におきましては県立防災センターをはじめ、県内に既に6か所、各地域ごとに南部防災館でありますとか、そうした施設をこういった広域物資輸送拠点として指定はしておりました。

喜多委員

今までもある所は多分使うと思うのですがけれども、新たにこういう統括というか一か所、大規模な所ができるということは、本当に徳島にとって県民にとってありがたいことだと思っております。

マリンピアは南海巨大地震のときに浸水の状況はどうなっておりましたでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

マリンピアの浸水の想定でございますが、マリンピア自体は元々かなり高く造成はされておりますが、最大クラスの津波の時に、特に沿岸の一応周りに構造物もあるので、あれも全て液状化等で壊れるという中で、約1メートルから2メートルぐらいが浸水するおそれがあるということになっております。

喜多委員

その対策はどうしておりますでしょうか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

対策といいますと、まずは今回お譲りいただく旧印刷センターのすぐ近くが、ほぼ徳島東インターチェンジの予定地から延びてくる192号から延びる緊急輸送道ともなっております。まず一番最初に、優先的に啓開される場所となっております。

ですから、場合によって津波、漂流物等があったとしましてもその辺りはすぐに啓開されると考えております。

また、今回の旧印刷センターを今後整備して改修していくに当たりましては、当然必要な津波対策、県庁もそうなので、最低限の津波対策というのはしっかりとやっていきたいと考えております。

喜多委員

万全ということにはならないと思っておりますけれども、できるだけ浸水とか被害が少ないような対策をこれからやっていくのですから、十分な対策を取っていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

何せ、この8,000平方メートルというすごい広い印刷センターでありますので、有効にそして安全に使えるように、地震が来て津波が来て全部駄目になったということにならないように、できるだけ対策を取っていただきたい、これから改修するので、やっていただきたいなと思っております。

次は、この間の9月1日、首都直下地震や南海トラフ巨大地震を想定した総合防災訓練

が、シェイクアウト訓練含めて政府のほうで開催されたようであります。徳島県からもテレビ会議ということで参加しておりました。

私も見たことがないので全然分かりませんので、簡単に状況とか、成果とか課題とかがあれば教えていただきたいと思います。

#### 佐藤とくしまゼロ作戦課長

9月1日の防災の日のシェイクアウト訓練の実施状況ということですが、これはすだちくんメールなど、そういったものをきっかけに各それぞれの場所で、特に広く皆さんが集うことなく地震から身を守る行動をとっていただくということで、今回、広く直接スダチくんメールでありますとか、そういったものをまた更には、県有施設ではJアラートを鳴らして訓練参加を呼び掛けました。

直接的に参加された方は、約7万人程ということで、さらに、各市町村、例えば松茂町の役場でありますとか、岩倉の小中学校、また事業所では、第一生命保険等、特に主だった所、そういったところも新聞報道もなされておりますが、そういったところを含めて、県内各地でいろいろな訓練をそれぞれにやっていただいて、防災の日に防災について考えるきっかけ、更には実践的な訓練につながるいい機会になったのではないかと考えております。

#### 喜多委員

私たちにとって少し分かりにくい訓練も含めてあったと思いますけれども、どうか、総合防災訓練ができるような体制に早くなってほしいなということも思っております。

次に、先ほど西沢委員からも質問がありましたけれども、台風10号、四国は被害を免れたので良かったなあという表現はあまりできないのですけれども、熊本県、鹿児島県、大分県、福岡県も含めて九州に台風の被害が出ました。

そして、台風の当たり年というか、何回も九州を通過する、もちろん沖縄も含めてですけれども、今回の台風10号は亡くなった人がほとんどいなかったというのが幸いだったのではなかろうかと思っておりますけれども、徳島県においては、避難勧告が6市町村4万世帯、7万2,000人に出されて、そしてそのうちの何人かが避難をしていたということで、先ほどの質問にもありましたけれども、これを教訓に次の地震、そして台風に向けて3密を防ぐために、これは避難ですから、各市町村がすることではありますけれども、県の方針がどのように市町村に出されているのか、また出されていないのか。

必ず、近い将来起こる可能性が大でありますので、慌てることなくこの3密を回避した避難をどのように市町村がされるのを、県としてはどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

#### 細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今回の台風10号では、県内で避難世帯数は254世帯、また実避難者数は334人ということで、実際避難所が3密状態になるということではなかったと考えております。

ただ、今後災害によりますと、避難所によっては定員オーバーになる可能性もあるということでございまして、県としましては、指定避難所以外のいわゆるサブ避難所の確保や



テントや車中泊など、分散避難を推進する対策に取り組んでいるところでございまして、また自宅の安全が確認できる方は在宅避難、また避難する場合でも親戚や友人の家をはじめ、可能な限り分散避難を勧めるということで、啓発も行っているところでございまして、県としては引き続き避難所の3密を避ける取組としまして、市町村とともに分散避難を勧める取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

人数的に、具体的に避難想定人数があって、3密を避けるために、例えば1,000人を500人にしなければならないとか、そういう具体的な話というのを、市町村とどのようにやっているのでしょうか。

#### 細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

新型コロナウイルスの感染防止ということで、避難所におきましては、これまでよりも受入れの人数を制限されるということになってまいりますので、こうしたことから、できるだけ多くの避難ができるようにパーテーションやテントなどの資機材を活用して、それをしない場合は半分以下にまで収容人数が減ってまいりますので、そういった資機材を活用して、できるだけ多く避難をできるように、そういう対策も進めております。

#### 喜多委員

九州の各県においては、この間の台風10号によって避難したけれど、入れなかったというのが多々あったようでございますので、できるだけ早い期間に、そのようなことがないように市町村と連携して、対策を立ててほしいと思っております。

そして、地震ですけれども、最後に南海トラフ巨大地震の緊急消防援助隊の救援先が、現在は都道府県ごとに派遣先を決めて派遣をしてもらうということになっておりますけれども、先般も総務省のほうで、その派遣先を決めて派遣するということが言われておりましたけれども、それは具体的にはどうなったのでしょうか。

#### 島田消防保安課長

ただいま、喜多委員から、緊急消防援助隊の運用の見直しの概要について御質問いただいております。

喜多委員のおっしゃられましたように、南海トラフ地震が起こった際には、広域応援制度であります緊急消防援助隊の運用計画というものが定められております。

その内容といたしましては、あらかじめ、災害が発生した場所ごとに出動する都道府県が割り当てられているところでございますけれども、今回、南海トラフ地震の発災の想定といたしましては、従来のマグニチュード9クラスの地震以外の他にも、いわゆる半割れといわれますような、マグニチュード8クラスの地震が発生するということも想定されております。

そうしたことも踏まえまして、今回、南海トラフ地震が発生した際の運用計画というものを見直してまいりまして、これまでは、あらかじめ発災運用計画等で決まっておりました、発生場所の都道府県が緊急出動するということにしてございましたけれども、今回の見

直しを踏まえまして、被害の大きさ、場所等に応じ、緊急消防援助隊の割り当てられた都道府県が出動するというように運用が見直しされたところでございます。

#### 喜多委員

徳島県は今まで相互応援をしている県は鳥取県でしたか。南海地震が直接被害を受けるところは10県ぐらいですか。大枠が決まっただけで、具体的にどこの県がどこへ行くということはこれからの作業ということになるのですか。

#### 島田消防保安課長

南海トラフ地震が起こった際の緊急消防援助隊の運用計画でございますけれども、今現在、全都道府県の中で、南海トラフ地震による被害が想定される地域ごとに区割りというものがされておりまして。

そのうち、徳島県を含めまして、静岡県から宮崎県までの10県については重点受援県ということで基本的に応援を受ける県とされておりまして。

それ以外の37都道府県につきましては、被害を確認した後に、応援を行う県と、また被害が想定されない地域につきましては、即座に応援に行くというような区分がされているところでございます。

今回の見直しにつきましては、徳島県の割り当てといたしまして、その応援都道府県というものが現在島根県と群馬県とされておりまして。

こちらについては変更はございませんが、それ以外の応援都道府県というところで、被害がない都道府県については、すぐに徳島県に応援出動していただくということになっておりますけれども、それについては今後はその被害の発生の状況等に応じた形で、徳島県に臨機応変に応援に出動して来ていただけるというように仕組みが変わったところでございます。

#### 喜多委員

これから災害、台風も含めて、地震も含めて徳島県が被災したときに多くの応援を受けられるように、これからも近隣の県と仲良く大事にしてほしいなど、連絡をしてほしいなということを思っております。

西沢委員の言葉ではないですが、明日かも分からない、10年後かも分かりませんが、台風、地震のときに県民の犠牲者ができるだけゼロに近づくように、できたらゼロになるように、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、これからも皆さん方の大きな御努力に御期待申し上げたいと思います。

#### 岩佐委員

事前委員会ということで、先ほど御説明いただいた内容などに関して、何点かだけ確認をさせていただけたらと思います。

その前に、本当に職員の皆さん、保健福祉部の皆さん、また危機管理環境部の皆さんはじめ、新型コロナウイルス感染症の発生の対応に御尽力いただいております。

いろいろな経済対策も含めて、本当に超過勤務になっているのではないかと思います。

しっかり体を休めていただきたいのですが、まだまだそういう状況にはならないかとは思いますが、御無理なされない内で更なる御尽力をいただきたいというふうに思っております。

それで、まず1点目なのですけれども、先ほどの西沢委員からの質疑に少し加えてなのですけれども、感染経路不明者の数に関する質問への答弁の中で9月2日から9月8日の1週間の中で、新規感染者が9名、そのうちの4名が感染経路不明というようなことありました。これまで総数で言えば、本日現在146名という感染者であったのですが、この146名中、その後、感染経路が判明したということもあろうかと思えます。

146名中の感染経路不明者の数というのが分かっていたら、教えていただけたらと思います。

#### 梅田感染症・疾病対策室長

岩佐委員から、感染経路不明の人数という御質問がございました。

先ほど、とくしまアラートの指標となるということで、9月2日から8日まで、直近の1週間についてお答えさせていただきましたけれども、今までの感染者のうち、感染経路不明者は、実は9月8日現在、27名で、感染経路不明の割合は、18.5パーセントという状況でございます。

この感染経路の不明の考え方でございますけれども、最初、感染経路不明となったら、ずっとそのまま感染経路不明なのかということ、そうではなくて、この数値は実は動くものでございまして、感染経路が明らかになった場合には、感染経路不明者から除くという形になります。

感染症対策におきましては、積極的疫学調査といたしまして、感染源の探索のために、遡りの接触者調査というのを行います。

これで、感染源を特定いたしますけれども、やはり感染された方によりましては、お話をお聞きする中で当初思い出せなかった感染源が明らかになったりとか、あと、感染者の方の積極的疫学調査ということでお話を聞く中で、ある感染者の方と共通の感染源の場を、実はその時間共有していたとか、そういうことが明らかになって感染源が明らかになるということで、感染経路が特定できることもございます。

この遡り調査を行うことによりまして、感染源に立ち返りまして、その後の感染連鎖を見逃さない。実はこれはクラスター対策につながっているということでございますので、今後におきましても、しっかりと疫学調査等、進めてまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

先ほどの9名中の4名が不明な状況なのですけれども、本当にこれも保健所の職員さんをはじめ、先ほどの積極的な聞き取り調査という中で、感染経路というのが少しずつ分かっていくということで4名に関しても、その経路不明者という方は多分、減っていくのであろうと思っております。

本当に、いつどこで感染するか分かりません。先ほどのお話ではないですけれど、私もどこで、注意はしていてもかかる可能性はあるというふうには思っています。

ただ、そこでクラスターとならないことが大切なことであって、先ほど、説明にもあり

ましたけれど、マスクの着用であったりとか、また手指の消毒の徹底はもう一度しないと、皆さんに啓発をして意識付けというのが大切になるのかなと思っています。

その中で、しっかりと、もし感染した場合に、持ち込まない、広げない。仮にクラスターのように大勢の場所に行った時に、しっかりとそこから聞き取り調査の中で、その広がりというのを潰していかれている、その成果であるのかなと思っています。

ただ、やはり13.5パーセントですか。27名の方に関しては不明であったりとか、それもいろいろ思い出せないであったりとか、いろいろな個人的な事情もあろうかと思えます。そういうことも含めての数字ではあるのですが、やはりこの数字というのがつかめないということは、いつどこで誰が感染するか分からないというようなことですので、しっかりとその新しい生活様式の徹底ということを広めていただきたい。

それと、これは今回、要望という形でお願いしたいのですけれども、こういった感染経路不明の方の発表というのですか、当初、感染情報というのが出ます。その中で、現在一応調査中ですよというような情報が出たりとか、その中ですぐに経路が分かる方は、何例目の接触者ですよとかいうような形は出していただいているのですけれども、やはり経路不明という状況があるのですが、その後は、こういう形で経路が分かりましたよというような、そういう情報が欲しいというような声もあります。

発表した後々の追加情報みたいな形にはなるかと思うのですけれども、これも情報量としては、かなり大きな数になってくるので、どういう形で発表していくかということも、課題かと思うのですけれども、そういった不安を少しでも払拭するために情報の提供ということも、もう少し拡充していただけたらと思っています。これは、ここで置いておきます。

それと次に、先ほどのクラスターについて、4件のクラスターが発生しました。

残念ながら、私の身近な所で、阿南市においては2件のクラスターということでありました。

そこで、先ほど危機管理環境部長からの報告もあったのですが、このクラスターの発生を受けて、8月28日から、県、市の職員さんが一緒になって阿南市、小松島市のカラオケ店などを立入調査したということであったのですが、その時の立入調査をしての状況を、どういう、何店舗ぐらいに行ったのか。

その時に少し話にはあったかと思うのですが、その店でガイドラインなどにきちんとのっとして、対策が十分できていたのかということをお教えいただけたらと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、岩佐委員から8月下旬以降に実施いたしました小松島市、阿南市のいわゆるカラオケ喫茶の巡回状況について御質問いただいたところでございます。

実は今回、小松島市、阿南市のカラオケ喫茶を中心に感染が広がっているという状況がございましたので、当部職員がそれぞれ小松島市、阿南市の担当の方と一緒に8月28日、31日、9月1日、3日、4日という形で、5日間に分けて巡回をさせていただいたところでございます。

対象となる店舗数につきましては、小松島市15店、阿南市15店ということで、計30店舗を御訪問させていただいたところでございます。

直接出向いていきまして、そちらほうの経営者の方でありますとか、店員の方に面会しまして、ガイドラインの遵守等々の御説明させていただいたわけなのですけれども、その説明ができた店舗数につきましては、小松島市7店舗、阿南市5店舗ということで12店舗でございます。

それ以外の所なのですが、実は連絡が取れず、休業、廃業になっている、あるいは店員が、訪問させていただいた時点ではいなかった、電話等々でかなり連絡をしたのですが、どうしても連絡が取れないという所が18店舗となっているところでございます。

実は、今回の訪問で一つの眼目となりましたのが、いわゆるカラオケでのガイドラインというのがありまして、それを守っていただけるのかというのを現場でも確認をさせていただいたというところです。

全国団体が作っておりますガイドラインもございますけれども、県のほうでその内、特に大きなポイントとなる15項目程度を抽出いたしまして、それについて聞き取り調査を行わせていただいたところでございます。

細かい話はあれなのですが、店舗によっては15項目全て実施をさせていただいている所もありますけれども、まだまだという所もございまして、そこにつきましては、しっかりとその場で県、市のほうからそれぞれの店舗に対してガイドライン遵守の取組をその場でお願いをさせていただいたというところでございます。

とりわけ、歌唱時の人と人との間隔とマスクの着用、ここら辺につきましては、特にあまり守れていなかった部分もございまして、ここについては特に注意をさせていただいたというようなところでございます。

実は今回5日にわたって回ってきたわけなのですけれども、一部の店舗については2回、3回というような形で御訪問させていただいて、指導なり、あるいは連絡の確認なりをさせていただいたというところでございます。

#### 岩佐委員

5日間にわたって30店舗、連絡が取れないというようなお店もあったということなのですが、本当にガイドラインが遵守できているかということで、実行いただいてありがとうございます。

ただ、私も知り合いの方が同じようなカラオケの店をやっているというようなこともあるのですが、現在、やはりお客さんも来られないであろうし、感染を拡大してはいけないというようなことから店を閉めているというような状況が続いています。

カラオケそのものが悪いということではないと思います。ガイドラインにのっとって、しっかり消毒であったりとか、マスクの着用とか、カラオケのときにマスクをしては歌えないわというようなことも言われるのですが、何らかの対策というのはとっていかねばいけないと思うのです。そういう点でも、また今後こういうカラオケ店においても、いつからまた再開できるのかというような、多分見通しは立たないのかなと思うのですけれども、カラオケ店が悪いというのでは当然ない、やり方はあるかと思うのです。そういう指導とか、今回はカラオケ店ではあったのですが、他の業種でもクラスターとなり得る可能性もありますので、重ねてにはなるのですけれども、新しい生活様式、マスク、手指消毒というのをもう一度徹底していただくよう、県民の皆さんにも御理解いただけたらと

いうふうに思っております。これに関してもまずはここまでにしたいと思えます。

最後にもう1点なのですが、新しい生活様式を定着させていくということで、先ほど商工労働観光部から御報告がありましたWITH・コロナ新生活様式導入応援助成金について質問させていただけたらと思えます。

これも、事業所において感染予防するというようなことで設けられた助成金ということだと思っております。

これも当初、どうにか対策をしなければいけないと思った事業所が、何らかの手を打とうということで、仕切り板であったりとか、空気清浄機というような形で導入を検討されたと思っております。

ただ、これも一応申請期限を8月末から12月28日まで受付期間を延長したという状況であるわけですが、先ほどの報告で予算額としては21億円あり、これは、8月31日現在ということなのですが、執行に関しては11億円余るというような状況で、これも先ほどの皆さん気の緩みではないのですけれども、段々、新型コロナウイルス感染症の状況を見て8月は増えたのですが、4月とか対策というのが中緩みというのでしょうか、意識的に緩んでしまったという気持ちもあるのかなとは思いますが、このWITH・コロナ新生活様式導入応援助成金の状況について、特に8月あたりからの申請状況であったりとか、近いところでの、例えば相談件数というのがどういうふうになっているのか教えていただけたらと思えます。

島田商工政策課長

ただいま、岩佐委員から、このWITH・コロナ新生活様式導入応援助成金の件について御質問いただいたところでございます。

現在、件数については説明資料のとおりではございますけれども、業種別で申しますと、件数ベースでございますけれども、飲食店が667件、小売業が415件、そして理容業、美容業383件という状況でございます。

8月になってもクラスターの発生を受けて申請件数は増えてきている状況でございます。

制度の周知についても、商工会をはじめとする商工団体、それと生活衛生同業組合の御協力も得ながら、県内36か所で受付相談窓口を設けまして、相談と一緒に周知、広報も図っていただいているところでございます。

さらに、先ほど危機管理環境部から巡回指導のお話がありましたけれども、その際にもカラオケ店について、この制度を活用して、なるべく早く対策を行っていただくような案内もしていただいたところでございまして、部局間連携の下、こうした制度の周知を図りまして、できるだけ多くの事業者に新生活様式の実装を進めてまいりたいと考えているところでございます。

相談件数については、当初はいろいろ対象機器について、こういったものが対象になるのかどうかという相談が多かったのですけれども、今は、どういった対策をすればいいのかということで相談を受けるようになっておりまして、できるだけその見える化を図っているところでございまして、今までこういった対策をやっていたということを参考に活用事例を県のポータルサイトに掲載をいたしまして、できるだけこういった事例を見ながら

事業者の皆様がこの新生活様式を導入するように広報、周知に努めているところでございます。

#### 岩佐委員

いろいろな相談体制ということで、また今日の立入調査等も合わせてこの活用も図っていただいているということが、よく分かりました。

ただ、先ほどの相談内容もそうなのですが、当初その事業所において、うちでできることは何だろうかということを考える中で、特によく一時言っていたのが、空気清浄機等々だと思うのですが、それが手に入らないというようなことで検討を諦めた方もあったりするのかなというふうに思います。

中には、全く前と変わらずに十分注意はされていると思うのですが、まだまだ対策が十分でない面、いろいろな事業所さんもあるかと思しますので、やはりこれから特にインフルエンザ等もはやってくることもありますし、できるだけ早く対策ということ、そして新生活様式の普及をさせていただきますよう、更に周知徹底を図っていただきますようお願いをして終わります。

#### 福山委員長

質疑の途中ですが、換気のため休憩したいと思います、よろしいでしょうか。  
では、10分程度休憩します。(13時59分)

#### 福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(14時11分)  
それでは質疑をどうぞ。

#### 黒崎委員

私から2点と思ったのですが、3点簡単にお伺いします。

まず、令和2年4月21日に策定されたという新型コロナウイルス感染症対策の避難所開設における対策ということです。

その中で、サブ避難所というのを選定確保することを検討中ということでございます。このことについては検討するということなので、検討ということなのか、あるいは検討されて市町村がここにするとか、あるいは県が協力してサブ避難所を設置したとそういった所が何箇所かできてきているのでしょうか。

#### 細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

サブ避難所についての御質問でございますけれども、サブ避難所は指定避難所以外の避難所ということで、地域の集会所とか、消防団詰所などを市町村において選定確保することとさせていただきます。5月末のデータでは県内で160を超えるサブ避難所の確保が図られたということで、8月末については現在調査中ですので、もう少し増えていると思っておりますけれども、そういう状況でございます。

黒崎委員

もう既に160か所設定されているということでございますので、安心したらいけないのですけれど、比較的早く検討されて実行に移されているなどと思います。

160か所というのは、県下大体一円にあるとこのように考えてよろしいですか、ばらつきがあったりするのでしょうか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

サブ避難所につきましては、5月末の段階でございますが、17の市町村でサブ避難所が必要ということで検討を始めておりまして、その内いくつかの市町村で160か所を超える数が確保されたということでございます。

黒崎委員

これについてはどのように使われるのでしょうか。

例えば、メインの避難場所に避難していて、感染の何かあったというときに初めてそのサブ避難所というのを活用するというふうな方向になるのでしょうか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

サブ避難所の活用ということでございますが、災害で毎回開設するというのではなくて、災害状況に応じて必要ということがあれば、前もって開設をするというような運用でしているところでございます。

黒崎委員

分かりました。その判断はやっぱり保健所がするということなのですか、どこがするのでしょうか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

サブ避難所の開設につきましては、各市町村のほうで判断するという事になっております。

黒崎委員

各市町村の担当の課であつたりが判断して設置していくということですね。

引き続き質問させていただきたいのですが、新型コロナウイルス感染症で高齢者の方々が感染に気を付けなければいけないということでありまして、持病があつたら感染してから重篤化するのが早い、あるいは確率が高いという話なのですけれど、今ここでこんな病気の場合は特に気をつけたほうがよいというのはあるのでしょうか。例えば、徳島県で一番多いと言われていた糖尿病について、どうしても糖尿病の場合血管がやられやすいというふうなことなのですが、この新型コロナウイルスも血管に悪いところが増えてくる傾向があるというふうに聞いているのですけれども、持病と新型コロナウイルスの感染の関係、あるいは特に気を付けなければいけないということがあれば教えていただければと思います。



梅田感染症・疾病対策室長

黒崎委員から新型コロナウイルス感染症が重篤化する基礎疾患はどのようなものがあるのかと御質問がございました。

まず、重症化のリスク因子ということで、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症診療の手引きが示されておりまして、それを見ますと、重症化のリスク因子としまして、まず65歳以上の高齢者であるということが、まず一つの大きなリスクであると。それに加えて基礎疾患ということで、慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDですけれども、肺の生活習慣病と言われていきます肺疾患であったりとか、慢性腎臓病、あと委員からお話があった糖尿病も一つの重症化のリスク因子となっております。あと高血圧、心疾患、肥満ということでBMIが30以上の方については、やはり重症化のリスクが高いと言われております。

黒崎委員

そこに例えば、高齢者であるということがあって、更にこういったことがあるのでしょうか。

65歳以上の高齢者ということ、私などはドンピシャで入っていますので、気を付けなくてはいけないと思うのですが、こういったことはきちんと広報などされているのでしょうか。あまり私はこれを耳にすることはないので、どうなのでしょう。

梅田感染症・疾病対策室長

委員から高齢者がリスクが高い、そういうあたりについて広報はされているのかということでございます。

実は先日来なのですが、徳島県におきましては、お亡くなりになった方が相次いだというふうなことがございまして、本県におきましては、御遺族の意向を尊重しまして、お亡くなりになられた年齢であったりとか、性別等公表しておりません。

しかしながら、これまでお亡くなりになられた方にやはり共通されているのは高齢者であること、あと一つ何らかの基礎疾患をお持ちであること、あと新型コロナウイルス入院受入れへの医療機関に入院時には軽症若しくは中等症の方がほとんどであったという共通点があったということを記者会見の時にもお話しさせていただいております。徳島県におきましては、実は、高齢者の方の感染が多いという特徴がございます。

全国的には、実は若い方、20代を中心とした方の感染が多いのですが、徳島県につきましては、高齢者の方の感染が多いということがございますので、ことあるごとに実は機会を捉えてということでお家に御高齢の方がいらっしゃる場合には、特に感染予防に気をつけていただきたいということで、いつも情報発信をさせていただいております。

黒崎委員

情報発信をするのも、患者さんを特定するところもあってなかなか難しいと思うのですが、できるだけ広報をしっかりとやっていただきたいと思います。

高齢者の場合、横から見ていて持病が有るか無いか分からないような格別元気な高齢者の方もおいでになるので、広報がやはり大事になると思います。

若干お亡くなりになった方の御家族の意思とか、お気持ちとかもあるのですが、感染を広げないというところで御理解いただいて広報もしっかりとお願いしたいとそう思います。

それについて、例えば、徳島県も病院局を持ってしまして、三つの病院と鳴門病院というようなことでございますが、こういった所でどのような対応をされているのか、少しそのあたりを御説明いただければ。

#### 松島病院局政策調査幹

黒崎委員より県立3病院での入院患者の方、特に高齢者の方の対応というようなお話を頂いております。

新型コロナウイルスで入院されている方につきましては、県立3病院は感染症指定医療機関ということで、入院をしていただいております、そちらの病棟のほうで対応をしているところでございます。

また、軽症者の方と中等症の方が、入院をされているということで、その症状に応じまして看護の体制、また医師がその方に応じたような診察対応をしているところでございます。

もし、高齢者の方がいらっしゃる場合は、高齢者の方には特に食事の介助とか、生活の支援というようなこともございますので、入院されている方ではございますが、高齢者の方には特にそういうような生活支援も含めた形で病院の関係、医師、看護師が対応させていただいていると聞いております。

#### 黒崎委員

今、御説明いただいたのは入院されている方というくくりで御説明いただいたように思います。

入院されている方は、従来御年が若くても高齢者の方であってもどこか悪くて入院しているということでございますので、万全の対応をしていただいていることと思うのですが、県立の特に3病院の場合は地域の中核病院でもありまして、たくさんの患者さんが来られるということでございますので、その外来の対応もしっかりしていただきたいと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

#### 松島病院局政策調査幹

ただいま、黒崎委員より県立3病院における外来の対応についてということで御質問いただいております。

県立3病院につきましては、おっしゃられるように地域のかかりつけ医とは、また違った意味がございますので、3病院は、県の基幹病院、そしてまた、政策医療も担っている病院ですので、外来に来られた方の対応といたしましては、まず3病院とも外来の所で、外来患者さんの検温をさせていただいて、もし熱がある方につきましては、また違うブースでお話をお伺いし、診察をさせていただいたり、また、来られた方につきましては、当然マスク・手指消毒も願います。

外来患者さんとは別ですが、入院患者さんにつきましては、入院制限をさせていただい

ておりまして、また、面会に来られる方の制限や、また時間も制限させていただいている形にして、外来患者さんの受診も感染予防を取りながら、そして院内にも感染しないような取組も進めております。

#### 黒崎委員

よく分かりました。できるだけというよりも県立3病院から感染者が出ないように予防をしっかりと防御のほうをお願い申し上げたいと思います。

最後の1点であります。先ほど岩佐委員からカラオケ店の御質問が出まして、私は聞いておりますと30件はまあまあかと。小松島市15件、阿南市15件をお回りになって広報指導したということですが、その中の12件がおられて、お話も聞いていただいているということで、18件がまだ連絡が取れてないということでございます。なかなか広報の難しさ、巡回指導の難しさというのがここにあるのかなとそう感じております。

それを感じながら思ったのは、食品衛生法か何か法的な網をかぶっているのか、どうなのかということです。今、部長さんに外で聞いたのですが、それはないのだということで、フェイスシールドで、あとマスクでカラオケだというふうなことです。

これは何とかもう少し広報をしっかりと、そういうことがあるならなおさら広報の必要性があるなと考えております。

病院のことも広報とうるさいのですけれど、やはり生業としてやられていて、法律のちょっと外側にあるということでございますので、なかなか難しいところがあると思うのです。

しかしながら市町村の職員さんと一緒に、なお広報に力を入れていただきたいと思えます。やはり法律の少し外かなという認識がありますのでなおさらでございます。そのあたりのことを少し一言御答弁いただければと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、黒崎委員からカラオケ喫茶を含めまして、事業者に対する広報ということで御質問いただいたかと思えます。

正に私どもといたしましては、この新しい生活様式、スマートライフ宣言、あるいは特に先ほど答弁させていただきましたガイドライン、この内容をしっかりと御理解いただいて自ら取り組んでいただくというのが感染を防ぐためにどうしても必要になってまいります。

県からもなお一層の広報に努めてまいりたいと思っておりますし、またそれぞれの事業所あるいは市町村の皆さんそういうところにもしっかりと連携を図りながら広報に努めて、正にそれぞれの主体が行動変異を起こしていただけるように継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

#### 長池委員

今、カラオケ喫茶の話が出ましたけれど、資料3にはクラスターの発生状況、計4件とありまして、1の(2)では、阿南市及び小松島市のカラオケ店となっておりますが、カラオケ店としたのは何か意図があったのかなというふうに、少し深読みし過ぎまして、カラ

オケ喫茶という表記ではなくてカラオケ店というふうにしたのは、何か意図があるのでしょうか。

というのは、カラオケ店というカラオケボックスもそうですし、カラオケスナックもカラオケを置いていますし、カラオケ自体を注意喚起する意味でわざと幅広くしたのかなというふうな読み方をしてしまったのですが、何か意図があるのでしょうか。特になければいいのですが。

#### 梅田感染症・疾病対策室長

長池委員からカラオケ店という表記につきまして、何か意図があったのかというお尋ねがございました。

カラオケ店と、実際にクラスターが発生したのも、カラオケ喫茶ということでございますし、あとカラオケスナックということで、それぞれ名称があったのでしょうか。やはりカラオケに関わるというところでそういうふうな表記をしたのですけれども。

#### 長池委員

今、情報発信の在り方がすごく話題にもなるわけございまして、65歳以上の高齢の方というふうな、65歳以上が高齢かどうかは議論があるところではあるのです。70歳以上でもいいのではないかなとか、例えば65歳以上とするだけではなくて70代の方とか、80代の方という言い方もできるのではないかな、その亡くなった方の御遺族の配慮とか、いろいろ個人を特定されないためにというふうな部分もあるのでしょうかし、カラオケ店としたのも何か特定されたいけないのかなとは。ただ新聞には、店名まで載っていたような気もするなと思ひまして、何かそのあたりが、新型コロナウイルス感染症対策は初めての経験ですから試行錯誤なり、難しい部分、基準がなかなか決めにくいところではあるのだろうというふうに思うのです。ついでに聞きますけれども、巡視船とは船の中でしたでしょうか。船の中にかかったということですね。小松島の方は多分事務所の中にかかっている人たくさんおまして、船の中という認識があまりなかったものですから、船の中かということで今初めて知りまして。皆さん、船の中だそうでございます。

となってくると船が一番危ないなという感じにもなってくるのですが、それはさておきまして、情報のことではここで基準というのをどう決まるかというのは難しいなというのを言いたいだけでございます。

もう一つ確認なのですが、同じ資料の2、検査の状況の(2)検査体制の強化、別の委員の方も喜多委員でしたか、民間医療機関での行政の拡大予定だとか、いつぐらいになるのかということで、早いうちというふうな答弁だったと思うのです。

他にも上の方からいくと南部及び西部に地域外来検査センターの増設予定とか、これは、マルポツ全部予定となっているのですが、大体いつ頃というのはこの場では言えないのでしょうか。

いわゆるPCR検査機の導入であったり、3番目の大型全自動PCR機器の導入予定、みんな予定というのは分かるのですが、いつぐらいになるかというのは、言えなければ言えないでそのあたりの理由もお聞かせ願えたらと思います。

### 梅田感染症・疾病対策室長

長池委員から検査体制の強化のところでそれぞれ予定という記載があるけれど、一体いつぐらいか、それは言えるのかどうかという質問がございました。

まず、地域外来・検査センターを南部及び西部に増設予定というのが書いてございます。

これについては、その地域で関係機関との協議を今重ねておりますので、はっきりいつとなかなか言えない状況でございますけれども、しかしながら、先ほどもお話をさせていただきましたように、インフルエンザの流行を見据えてそこを目指してしておりますので早い段階でということをお願いしたいと思いますし、はっきり言えるようになりましてまた、お話をさせていただきたいと思っております。

あと、大型全自動PCR機器の導入につきましても、実は当方が考えておりますのが、1回に100以上ということと、あと、そうすると速やかに納入いただくというところでかなり機器は絞り込んでおります。

実は、この大型全自動PCRにつきましても、日本だけではなくて世界中でなかなか、導入に向けて働き掛けている状況でございます、ある程度機器の選定は済んでおるのですけれども、ちょっと納入時期は今業者と調整中でございますので、こちらにつきましてもはっきり言える時期が来たらお話をさせていただきたいと思っております。

あと、民間医療機関での行政検査実施箇所の拡大予定につきましても、先ほどお話をさせていただきましたように県の医師会と、今、正に集合契約につきまして事務の手続を進めているところでございます。

こちらにつきましても、本当に早い段階でということ、できれば早く9月中ぐらいにはできたらと思っております。そういうふうな形で拡大していきたいと考えております。

### 長池委員

11病院に導入予定というのがありますけれども、これは今答弁の中になかったのですが、このあたりどうですか。

### 梅田感染症・疾病対策室長

11病院に導入予定、こちらにつきましても、それぞれの医療機関のほうで今PCR機器の導入をしていただいているところございまして、既に導入していただいているところもありますし、9月中に幾つかの病院につきましても導入予定と聞いております。

### 長池委員

分かりました。午前中からの協議の中で10月から国の方針も変わるのではないかと途中で、既に全国のいろいろな自治体が試行錯誤の中で、できるだけPCR検査だけではなくて、別の検査も含めて検査体制を強化していくという報道がされている中で、県民にとっても徳島県はどうなのかなという視点で注視されている、私もその内の一人でございます。

多分多くの県民の方は、今の検査体制で十分フォローできているという感覚を持ち得ないと言いますか、正直なところもっと検査体制が強化されて、少しでも不安に思うとか、何か県外行って帰ってきただけでも検査したいなという思いが、なかなか実施できないと

というのが現状でありまして、これは6月議会の委員会の中でも私も含め多く意見があったと思うのですが、体制の強化というのは県民の望み、希望ではないかなと思います。

そんな中で確かに大型機器であったり、精密機器でございますので、簡単にすぐにお金出したら買えるというものではないでしょうし、もしかしたらそれぞれ地域、都道府県で奪い合いのような形になっているのではないかなという想像をしているわけでございますけれども、そのあたり、県で積極的に早期導入拡大というので是非進めていただいて、私は奪い合いで、自分の所を先に取れとは言にくいのですけれども、ただ県民の声をたくさん聞きますので、代弁しなければいけないなと思って今発言しているわけでございます。

徳島県が十分な検査体制をしっかりと先んじて、四国の中でもトップクラスだと言われるようになれば、隣県の県の補充にもなるでしょうし、何分徳島県が何か四国で一番少なかったのが、逆に感染者がトップに躍り出たと、何かそんなことも聞こえてきておりますので、よりそういった部分に対しても、予算が無いというわけではありませんので、何とかいろいろなあの手この手みたいな、人脈も使っていただいて、是非とも体制の強化、国がどんな方針を示そうが対応できるようにしていただきたいなというふうな要望でございます。

あと少しもう1点。とくしまアラートは今、ダイダイ色というか、オレンジ色なですよ。途中8月に何か紫が増えたりして、途中で私あまり気にしないようになったのですが、今、オレンジ色だというのはホームページには載っていますね。

あと、夜ライティングされているのですか。あとほかにも今オレンジですよみたいな広報で注意喚起しているような、ほかに方法は何かあるでしょうか。教えていただけたらと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、長池委員からとくしまアラートについて、現在、感染拡大注意漸増というステージで、これがオレンジ色ということでございます。

今、県庁舎もオレンジにライトアップさせていただいておりますけれども、実は徳島市とも連携しておりまして、鷲の門についてもオレンジという形でさせていただいているところでございます。

また、こういったライトアップしていただける所につきましては、また市町村のほうにも再度呼び掛けもさせていただこうと思っております。

#### 長池委員

徳島市の鷲の門、なるほど、それはライトアップやね、分かりました。

この色を皆さんに認識してもらうことがどれだけ有効なのかなというのは別の議論であると思うのですが、せつかくこういうふうな新基準を設けてしているわけでございます。

今、オレンジでこれが赤になり、紫になるというのは想像もしたくないのですが、それでも、もし赤になり紫になった場合には、何か鷲の門と県庁だけライトアップするというのは物足りないのではないかなという気がしております。

本当に県民挙げて、全てが自分の行動に責任を持って新型コロナウイルス感染症対策に対して、それこそ全県的に取り組まなければいけない中で、市町村の協力も必要なのです

が、どちらかというとも昼間どこか分かるようにしてもらえたらありがたいなと思って、県庁の周りを歩いてみたらちょうどポールが3本あるうち1本空いているときがありますね。あそこにでっかいフラッグでも立てたらいいのかなど。大体、夜、県庁の色を見ながら走る人は限られていますので、ポールが開いているので、1本でかいオレンジ色のフラッグを用意されたらどうかなと思うのですが、そんなことも含めて検討していただきたい、これは要望でございます。

以上、まだまだほかにも議論すべきところがございますが、今回は事前委員会でございますので、また付託委員会のほうで議論していきたいと思っております。

元木委員

委員会説明資料3ページで御紹介いただきました公衆衛生諸費医療資器材等整備事業費3億5,856万円について御確認させていただけたらと思います。

まず、少し具体的な内容についてお伺いさせていただきたいと思うわけでございますけれども、とりわけ、この事業の目的、そしてまた、事業内容について教えていただけたらと思います。

福壽保健福祉政策課長

今、元木委員から医療資材の整備事業の目的等について御質問を賜ったところでございます。

この事業に関しましては、これまで医療資材につきましては補正予算や、国からの優先配布を活用しまして、感染症指定医療機関はじめ直接的に新型コロナウイルス感染患者の対応にあたる中核的医療機関を中心に整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、やはり患者対応受入機関偏在になってしまう一方、全国的にクラスター発生するなど、一般的な医療機関による感染拡大のリスクの対応が急務となっているといったところがございますので、この度、医療資器材等整備事業としまして、地域の医療機関を含めた柔軟な資材供給体制の構築を図ることとしまして、9月補正で提案させていただいたところでございます。

元木委員

この事業によって購入予定の医療資材というのはどういったものでしょうか。

福壽保健福祉政策課長

調達を予定している医療資材についての御質問でございます。

一般的に医療機関で個人防護具といった物は、マスクあるいはガウンそれに手袋、それとキャップ、フェイスシールドといわれているところでございます。これについては消耗品でございますので、県で備蓄しましてそれでいざ感染が発生した医療機関、あるいはクラスターが発生した医療機関について、迅速に送れるように仕組みを整えていきたいと考えているところでございます。

元木委員

説明では个人防护具への支援が中心ということでございますけれども、国の指針等におきましても新設増設に伴う設備を購入するために必要な需要品ですとか、あるいは備品購入費・人工呼吸器及び付帯する簡易陰圧装置、アイソレーター、簡易ベッドなども示されているわけでございますけれども、こういった医療器材についてはどうなされるのか。

また、ついでに消毒液とか、ビニール手袋などももっと増やしてほしいというような要望もあるようでございますけれども、こういった点についてお伺いさせていただきます。

#### 福壽保健福祉政策課長

医療資器材、人工呼吸器等についてはどうなのかというお話でございました。

これについては、6月補正予算で医療機関等への感染拡大防止支援事業のうち、院内での感染拡大防止対策等に対する費用を補助するメニューがございます。

#### 美原広域医療室長

今、元木委員からありました医療機器、人工呼吸器や、陰圧装置等の購入につきましては、6月補正で別のメニューで要望させていただきましてお認めいただいております。

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に関しましては、人工呼吸器等の設備整備を補助するというところで、人工呼吸器でありますとか、簡易陰圧装置購入等を補助ということとなっております。

それと救急で新型コロナウイルス感染疑い患者を受け入れるということにつきまして、救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止等支援事業ということでございまして、そちらのほうでも簡易陰圧装置でありますとか、簡易ベッド、个人防护具等の補助となっております。

それ以外に今申しました医療機関の感染拡大防止ということで、個別の病院等につきましては上限200万円プラス5万円掛ける病床数などのような基準によりまして補助をします。その中で幅広く使っていただけるという形になっておりまして、医療機関につきましては、その医療機関の対応、あるいは状況等によりまして適切に医療機関で購入できるような補助となっております。

#### 元木委員

この制度を利用される医療機関というのは、具体的にこういったジャンルによる医療機関であるのか、そしてまた国からの指針等に基づくというような御説明もありましたけれども、例えば、県の医師会ですとか、関係団体等からの要望を踏まえたものになっているのかお伺いさせていただきます。

#### 美原広域医療室長

こちらの対象につきまして、それぞれメニューがございますけれども、県内全ての医療機関がいずれかの項目には入ってくると考えておりまして、それぞれ医療機関の必要な分につきまして、額につきましても、幅がございますし、適用となる事業項目というのに差がありますけれども、基本的には国の2次補正等で示された数字で、それにつきまして各医療機関の要望を受けて支出するというような形になっていると考えております。



元木委員

その医療資器材等整備事業に関して、国又は市町村も同様の取組をされている部分もあるかと思われましても、市町村との役割分担というのはどのようになっていますか。

福壽保健福祉政策課長

市町村との役割ということでございますけれども、これは医療資材につきましては、個人防護具については国と県において、医療機関に対して備蓄とか優先供給というような仕組みになっておりますので、国と県においてするスキームになっております。

元木委員

御承知のとおり、本県は人口当たりの医療機関の数では全国ナンバー1というようにことで、他の自治体をリードするような役割も果たしていくべきなのではないかなと感じているところでございます。

この問題点は、グローバルサプライチェーンの崩壊とか、そういったことがいわれておりまして、いざある国でパンデミックが起こったときに、そこに医療資器材が集中して他の国に行き渡らないというようなときに、大きな効果を発揮する事業であるのかなと思うわけでございますけれども、ここにおきまして、本県はSDGsの推進ということで海外の貧困の国ですとか、こういった資器材には恵まれない国に供給するですとか、あるいは他県で大きなクラスターが起こった時に、それを支援する役割なども併せて持っているのかなという気がいたしておりますけれども、そういった外部への資器材の支援ということについては、どういった御認識でしょうか。

福壽保健福祉政策課長

この医療資器材等の整備事業の目的ですけれども、国の包括支援交付金のメニューは、先ほど答弁させていただきましたが、直接的に新型コロナウイルス感染症対応にあたらない地域の一般的な医療機関、病院ですとか、医療機関、無床診療所については、資材の配布や県備蓄分については対象外とされているところでございます。

ですので、この度県独自で一般財源で措置させていただいて、そういった所にもきちんと体制を構築するという趣旨で提案させていただいているところでございます。

それと今、海外的なお話がございました。新型コロナウイルスについては世界的な規模で拡大傾向でありまして、どの国も医療資材を求めているところでございます。

けれども、東南アジアとかでは、例えば医療用の手袋はゴムの生産地であり、数量はかなりあるという話も聞いておりますので、しっかりと狙いを定めて、是非購入できるように頑張っていきたいと思っております。

ですので、それぞれの県で頑張っているところと思っておりますけれども、全国的に国内の分を取り合うとかいうのではなく、海外を視野に入れまして、購入に努めていきたいと考えております。

元木委員

是非、そういった取り合いというような状況とならないように対策をしっかりと行っていたらと思うわけでございます。

本日は、商工労働観光部もおいでいただいているわけでございますけれども、これから来るべき危機に備えて、業界再編というのも民間の事業所の中では起こっているという状況ということでございます。

本県に拠点を置く事業所さんでも中国ですとか、先ほどお話しいただいた東南アジア等に拠点工場を構えて、こういった資器材を製造されておられる事業所も多いと思うわけでございますけれども、これからは是非県内あるいは国内にマザー工場を移して、そこを拠点として海外に広げていくと、そういった発想での取組にしっかりと専念していただく、そして県民の安全安心につなげていただきたいと思いますということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

古川副委員長

私から1点だけお伺いさせていただきたいと思っております。

先ほど喜多委員からも御質問がありましたけれども、今回の台風10号での避難の状況です。

先ほど県内で254世帯と言っていたのですか、334人と言ったのですか、あまり密な状況にはなっていなかったということでもございましたけれども、もう少し詳しく、どの地域で何箇所ぐらい開設されて、避難所によって密の状況もかなり違っていたと思うので、もう少し詳しい説明を頂けたらと思っております。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

台風10号での市町村の避難状況でございますけれども、今回は新型コロナウイルスの影響を考慮しまして、16の市町村で169施設の避難所の開設をして準備を進めていたところ、実際避難したのは14の市町で87施設というところでもございまして、254世帯334人が避難したというところでもございまして、市町村の状況でございますが、最も多く避難した所が74人というところでもございまして、全体の収容の率でいいますと3パーセント程度ということでございましたので、密な状態ではないという状況でございます。

古川副委員長

全県平均すると3パーセントと。箇所によると高いところもあったのかと思っておりますけれども、密な状況にはならなかったということで、分かりました。

今回は台風10号はかなり大きいと言われて、準備をとということで言われていて、若干西に振りまいたので、その分徳島の影響が少なくなったというのもあったのですけれども、そういうので、いつもの台風より避難状況はどんな状況なのか。新型コロナウイルス感染症の影響などがあって控えた人がいたのかどうか、大体普通どおりこのようなものなのかと、あと分散避難の状況とか、分かったら教えてほしいのですけれども。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

今回徳島県でこれだけの人数が避難することは、やはり气象台が特別警報級だということ

とで数日前から何度も記者会見をしたというのが、避難者が多かった理由でございまして、特に三好市でも、20名とかそのぐらいの事前避難ということで、普段はそういった状況でございまして。

ですから、今回特に指定避難所を市町村のほうで開いて、サブ避難所を開くまではなかったのですが、いつも以上に市町村も待受けて避難所を開設していただいて対応したということもございまして、特に大事に至っていないということもございまして。

#### 古川副委員長

分かりました。ということは普通するときよりは、かなり多めの避難だったということですね。逆に言うと普段はあまり避難がされてないということなのでしょう。

先ほど喜多委員からもあったのですが、全国的にはかなり混乱した状況も生まれているということで、密にならないような運営ということでかなり避難所のほうも一杯になったみたいな状況もあって、国のほうもこれからしっかり調査もして課題を見つけて、またそれが全国のほうに流されてくるのだらうと思うのです。徳島県も他の県よりも分散避難がかなりできているということはないと思いますので、これからコロナ禍の中で、また災害が多くなっていく実態の中でしっかりコロナ禍の避難所整備というのがすごく大事になってくると思いますので、取りあえず、国からいろいろ指示が出される前に、県においても市町村の状況を少し情報収集していただいて、更に分散避難を促していくという形でこのコロナ禍における避難所運営というのにしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 福山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員からの発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については議員一人当たり一日につき答弁を含めおおむね15分とする旨、申合せがなされておりますので、よろしくお願いたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 扶川議員

いきなりお尋ねをいたしますが、性風俗の問題を以前から議論しております。それについてお尋ねをしたいのですが、少し前段で東北大学の押谷先生が出されているレポートを読ませていただいたら、その中に、孤発例の症状には必ず、その感染源となって目に見えないクラスターがあるということが指摘されておって、しかし、新型コロナウイルスというのはSARSなどと違って無症状者・軽症者からも感染させるから重症化しにくい若者による見えないクラスターが存在する可能性があります。

また、社会的理由によって密接な接触を伴う飲食店に関連するクラスターもまた見えにくいというような事が指摘されている。実際東京では3割が夜の街関連の感染者ということが言われています。今日の報告にありましたけれど、たまたま、一人感染者をたどっていくと、これは逆ですけども、この指摘どおり孤発例からカラオケのクラスターを発見することができたのです。

老人の施設もカラオケも海上保安庁も徳島で発生したクラスター、そういうふうなことで考えていくと、必ず別の孤発例がクラスターから連鎖しているという可能性もあるわけでありまして。そのあたりを考えながら対策を取っていかなければいけないと思います。

特に今、密接な接触を伴う飲食店というようなことが言われていますけれども、徳島では性風俗で実際6例目が発生しました。

性風俗店で6例目が発生した際に、申出があったら7月23日まではみんな検査をしてあげるよという対応をされた。さきの文教厚生委員会では、56人が検査を受けて全員が陰性であったという報告です。この56人の内訳について申し上げますけれども、全員ファッションヘルスとかデリバリーヘルスとか、性風俗店の従業員であったのか、それとも、ホストクラブとか、キャバクラとか、あるいはラウンジやクラブのように接待を伴う飲食店の従業員なのか分かったら教えてください。

梅田感染症・疾病対策室長

扶川議員から性風俗の検査が56件ということで、その内訳という御質問がございました。

実は、この検査につきましては、7月23日までということで、匿名検査で呼び掛けを行っているところでございまして、その内訳については承知できてないという状況でございます。

扶川議員

もし、全部が性風俗であったとしても県として200を超える性風俗店、あるいはデリバリーヘルスなどがあるのです。ごく一部しか検査されてないということになります。

6例目が発生して以降、県として性風俗店、デリバリーヘルスを含む性風俗業者に対してどのような働き掛けをされましたか。

勝間危機管理環境部次長

以前発生しました感染に対してどういう対策を打ったのかというところでございます。前回、6月26日でございますけれども、危機管理環境部から県内の214事業者に対しまして依頼文を出したところでございます。

その中身につきましては、徳島県のスマートライフ宣言を参考に3密の徹底、顧客の連絡先の確認、COCOAの活用等々について取り組んでいただくようお願いをしたところでございます。

扶川議員

それに対してきちんと全部届いていますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から性風俗の通知でございますけれども、私どもといたしましてはその当時の事案を受けてしっかりと対策を打っていただいているものというふうに考えております。

扶川議員

郵送したでしょう、ちゃんと全部届いていますか。

勝間危機管理環境部次長

少し当時の記憶が曖昧でございますけれども、住所につきましては、それぞれ調べましてお送りさせていただいたところでございます。

ただ、当然のことながら休業されておったり、廃業されていたりいうところがあつていくつかは戻ってきたというような記憶をしております。

扶川議員

デリバリーヘルスなどは個人営業でやっていますから、分からずに戻ってきたのもあるのではないかと思うのです。それはまた、教えてください。

それから性風俗店に対して訪問指導や啓発などやったことありますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員からの性風俗店に対する巡回指導等行ったことあるかということでございますけれども、今回についてはそういった巡回については行っておりません。

扶川議員

ホストクラブとかキャバクラみたいな風俗店も同じですね。

勝間危機管理環境部次長

今、議員のほうからお話があった件についても巡回は行っておりません。

扶川議員

7月21日の日経新聞の号外によりますと、今後総理になるであろう菅官房長官が言っていますけれども、ホストクラブやキャバクラなど接待を伴う飲食店を念頭において、新型コロナウイルスがまん延している場所は限られてきているということを指摘しておられる。

法令義務の徹底と併せて、感染防止対策を呼び掛けることができるということをお話されていきました。

その後、実際に7月24日の毎日新聞ですが、東京都では警視庁と都の職員が一緒にキャバクラやホストクラブに立入調査を実施して、警察の立場からは風営法に基づいて時間外営業や従業員名簿の不備の問題、18歳未満の接客がないかなど違反がないかを確認したとされておりますけれども、都の職員は一緒についていって店の同意を得た上で、法律的に

根拠がないので、同意を得た上で、定期的な消毒や換気・マスクの着用といった感染症対策を店に説明したということを言われている。

正に、こういう取組は押谷教授がおっしゃる見えないクラスターをあぶり出す取組だと私は思うのです。

これをしっかりやっていると、今落ち着きかけていると思うのですが、また徳島県でも次の波が来る可能性があるではないですか。そういう可能性を潰す意味でも、是非、徳島県でも性風俗を含めた巡回指導を警察の協力の下でやるべきだと思うのです。

先に県警にお尋ねしておきますが、そういう取組をする場合、風俗を対象に県警としてはどうしようという態勢は取れるのですか。

#### 田中警察本部企画課長

風俗店における新型コロナウイルス感染防止に向けた警察の取組でございますけれども、先に扶川議員から質問がありましたとおり、東京都では7月に都と警視庁とが連携して取組を実施しておるところでございます。

風俗店は、いわゆる風営法で許可や届出がなされた店舗などでございますけれども、この法律に基づく立入りにつきましては、法律の施行に必要な限度において風俗営業店等に立ち入ることができるかとされているところでございます。

具体的には、風営法に違反した行為が認められたり、またその疑いがあるなどの指導監督のため必要がある場合に警察が行っているところでございます。

東京都ではこうした法律の規定を踏まえまして、警視庁の警察官が立入りを行った後に、都の職員が店の同意を得た上で新型コロナウイルス感染症対策の徹底を呼び掛けたものと承知をしているところでございます。

県警察におきましても、こうした他県の取組等も参考としつつ、必要に応じて県と連携をして適切に対応してまいりたいと考えております。

#### 扶川議員

県警としては、東京みたいな取組はできるとおっしゃっているわけですよ。あとは、県のほうがやるかどうかということですね。前に長池委員も私の質問とも一緒でしたけれども、風俗一般もそうですけれども、性風俗についてはやはり継続して検査を拡大していくべきだと。結局23日までだけではなくて、ずっとやっていくべきです。併せて今申し上げたような訪問指導に取り組むべきと思うのですが、いかがですか。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から性風俗の巡回をやったらどうかというお話でございます。

県警からも御答弁があったように、必要性というものをしっかり見極めていく必要があると思っているところでございます。

現状でいきますと、性風俗の関係、以前発生をしたところではございますけれどもその広がりを見せないまま取りあえず収束をしているところでございます。

今回、一方で巡回をいたしましたカラオケ喫茶につきましては、かなりの広がりをみせているという状況もございます。

そういったものを総合的に勘案する中で、必要性というものを見極めていきたいと思っているところでございます。

#### 扶川議員

他県の取組を参考にするのだったら、実際にクラスターが発生する前にしなければ駄目ですよ。

他県のように、東京都のように、あるいは大阪のように夜の街にクラスターが発生した後で、おっとり刀で検査してどうするのですか。発想が逆だと思います。

押谷先生の書いたものを引用したら、隠れたクラスターがあるということをよく考えていただきたい。若い人は発症しない。そのまま人に移してしまう可能性がある。それから社会的理由によって、つまり風俗に行ったとか、利用したとか言いにくいから申し出れないことによってクラスターが発生しても分からない。

考えてみていただいたら分かりますけれど、一番危ないのはどう考えても繁華街ですよ。

そういう地域なり業態を一つのターゲットにして、今度PCR検査というのは500件を目指して拡大していくわけです。

かかりつけ医が検体を取って民間に検査を出すとか、いろいろな方法が考えられております。

余力ができれば従来の保健所とか、保健製薬環境センターの力を第三波を発生させないような事前の対策に、クラスターの発生前の対策に注いでいくべきです。

私は前に性風俗の問題で、危ないよと6月12日に指摘しました。そしたら26日に出たではないですか。先取りで取り組んでいくべきと思いますが、いかがですか。

#### 勝間危機管理環境部次長

今、扶川議員から先取りでというお話も頂いたところでございます。

もちろんこの新型コロナウイルスの感染拡大が現状でも終了したというふうな認識を我々は持っていないところでございます。

今後、どういう所でどういう形で発生するのかということも未知数でございますけれども、やはり我々としては万全の対策を打っていく必要もあろうかというふうに思っております。

ただ、巡回等々につきましては、その手法がそもそも有効であり、あるいはどの範囲でやっていくのか等々いろいろ考慮するべき点もあろうかというふうに思っているところでございます。

私どもとしてはこういったところで今、扶川議員から御指摘のありました限定をした中での巡回ということについては、今は、軽々にやっていくという話ではなくて、やはり全国的な感染状況等々踏まえまして、何がどういう形で必要なのかということを見極めた中で取組を進めさせていただきたいと思っているところでございます。

#### 扶川議員

少し後ろ向きすぎると思います。本当を言えば、カラオケそれから老人の施設などで次々クラスターが発生しました。例えばここらは分かりやすいです。

老人の施設とか、あるいは病院とか、そういう所の職員さんは積極的に面的に網羅的に検査をしていくべきだと私は思いますけれど、もう一つは地域業態としてみたときに、この繁華街というのもターゲットに入れなければいけない。何回も言いますが、前も言いましたが、今度ここでクラスターが発生したら今これをしなかった皆さんの責任になりますよ。はっきり申し上げておきます。是非、前向きに取り上げていただきたいということを申し上げておきます。

福山委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(15時14分)